



0030750-000

609-433

印紙税の話

勝正憲・著

千倉書房

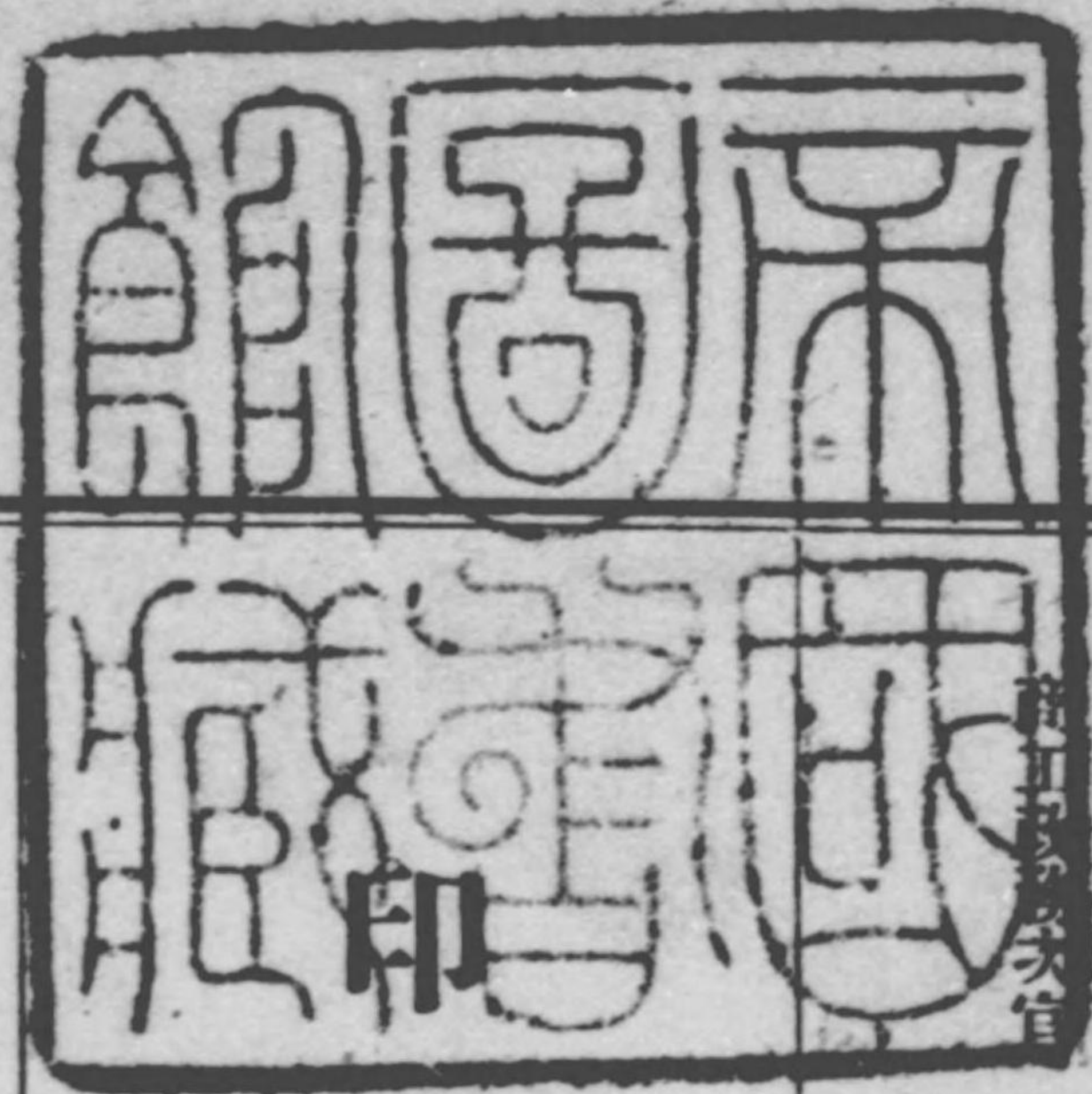
昭和10

AEB



322





勝正憲著

紙税の話

東京・千倉書房版





609-433

## 序

税法の不知を以て制裁を免れることは出来ない。何故なれば税法は徴税者だけの金科玉條ではなく、寧ろ納税者自らが國家に對して守るべき約束であるからである。然るに、税金が課せられてから、或は罰金の通告を受けてから、初めて税法を知らなかつたことを後悔するが如きは、全く證文の出し遅れであると言はなければならぬ。これ即ち税務の民衆化を徹底せしむることの必要なる所以であつて、私が不敏を驅つて講壇を街頭に進め、税法を平易に物語り、一般納税者に親しくこれを理解せしめることに微力を致し、税法をして眞に納税者の税法たらしめやうとしてゐる趣意も亦全く茲に其の使命を感じてゐるからである。

この意味に於て「税の話」は私が税務の民衆化を社會に呼びかける最初の言葉であつた。爾來十有數箇年其の初志を捨てず「所得税の話」「營業收益税の話」「相續税



の話」と一と渡り語り續けて來た次第であるが、更に茲に「印紙税の話」を一般納税者に贈ることになつたのは、如上の素志貫徹のマイル、ストーンとして私自身感慨深いものがある。

實は「相續税の話」で私の税の民衆化のセリースの終とする積りであつたのである。ところが或日著者は次の如きことを経験させられた。

それは地方から來た電信爲替を、或る銀行の支店に持つて行つたときのことである。その支店長は著者と懇意な人であつたから、一々手續をしてくれて領收證も作つてくれ、更に之に収入印紙までも貼用して持つて來てくれた。

そこで私は「此の領收書には印紙は要らない」旨を説明した。然るに支店長は、「私は永年此の仕事をして居ますが皆様にも印紙を貼つて頂いて居りますが」と云つて中々承知してくれぬ。私は「營業に關せざる受取書」は納税義務のないことを口を酸くして説明し、漸く澁々ながら納得して歸つたやうな譯であつた。

そこで「ハハー銀行の支店長ですら、この調子ならば今一つ「印紙税の話」を書かなければ未だ私の役目が完成せられて居らぬわい」と感じたのが、此書物の執筆の動機である。

印紙税の仕組みは、これ迄に私が語つた所得税、營業收益税又は相續税などとは聊か勝手が違つてゐる。即ち「印紙税を納める」と云ふことは、印紙を貼つて消印すると云ふことであり、「印紙に消印する」と云ふことは畢竟納税者が自ら税金を判定し自ら納めると云ふことに外ならない。この謂はゞ租税の自己賦課とも云ふべき印紙税の仕組みは、納税者の納税道徳心に百パーセントの信頼を置いた特色ある制度である。されば印紙税法こそ、税務民衆化の題目に拉し來るに誠に好適の「皆様の税法」であらねばならぬと云ふことが出來やう。

よく店頭の看板などに「皆様の何々屋」と書いてあるのを見受けるが、奉仕的な感じがよく出てゐると思ふ。私は恰かもこの心持で「皆様の印紙税法」を語つたつもり



であるが、書き出してみると、單に法律用語や修辭などを無視して、ぐつと調子を變へた碎けた説明にし、而も専門的に正確な解釋のルールに乗せて行くことはやさしい仕事ではなかつた。殊にこの印紙税法のやうにその適用せられる凡百の事件の一件に付て仔細なる解剖を要する事柄の多いものに付ては、言葉の綾だけでは盡せない點もあり、少しく困難を感ぜざるを得なかつた。そこで難解な箇所、説明だけでは云ひ足りないと思はれるものに付てはこれを補ふために、大審院其の他の判例の要旨を挿入しておき、また卷末に此等の判例の要領を纏めて附録として添付しておいたやうなわけであつて、出來上つて見ると、この私の印紙税の話が、「皆様の税法」として、よく彼の「皆様の何々屋」ほどに行き届いたサーゲイスを爲し得たりや否を憂ふる次第であるが、少くとも本書によつて讀者各位が、お得意に渡す證書通帳などの作成に當つて、これに貼るべき印紙の「何錢」なるかを忘却し、或は之を吝んで、罰金通告の「幾何圓」かに驚愕するやうな不用意を繰り返すことのないやうになつて戴けるならば、著者の誠に欣幸とするところである。

昭和十年五月

勝 正 憲 識 す



印紙税の話 目次

一、何故印紙税を課するか	一
二、各國の印紙税制度	七
(一) 英 國	八
(二) 米 國	九
(三) 佛 國	一〇
(四) 伊 國	一〇
(五) 滿 洲 國	一〇
(六) 獨 逸	一一
三、我が國の印紙税の沿革	一三
四、現行印紙税法の仕組	一三
五、誰れが納税するか	一五
六、何に對して課税せらるるか	一五



(イ) 財産権とは…………… 四九

(ロ) 権利の創設移轉とは…………… 五〇

(ハ) 権利の変更、消滅とは…………… 五一

(ニ) 権利の認追、承認とは…………… 五二

(ホ) 證書の記載金高…………… 五三

七、課税せらるゝ證書帳簿…………… 六一

課税せられる證書帳簿の分類…………… 六二

一、不動産、鐵道財團、軌道財團、自動車交通事業財團又は船舶の所有權移轉に關する證書…………… 六三

(イ) 普通の不動産…………… 六五

(ロ) 工場財團…………… 六六

(ハ) 鑛業財團…………… 六七

(ニ) 漁業財團…………… 六七

(ホ) 立竹木…………… 六七

(ヘ) 鐵道財團…………… 七一

(ト) 軌道財團…………… 七一

(チ) 自動車交通事業財團…………… 七三

(リ) 船舶…………… 七三

二、消費貸借に關する證書…………… 七四

三、請負に關する證書…………… 七六

四、運送に關する證書…………… 八一

五、傭船契約…………… 八二

六、委任状…………… 八五

七、約束手形…………… 八八

八、爲替手形…………… 九三

九、銀行預金證書…………… 九四

一〇、産業組合又は産業組合聯合會の發する貯金證書…………… 九六

二、産業組合聯合會、漁業組合、漁業組合聯合會、工業組會、工業組合聯合會、商業組合、商業組合聯合會、輸出組合又は輸出組合聯合會の發する貯金證券…………… 九八

三、船荷證券…………… 一〇〇

三、運送貨物引換證…………… 一〇三

四、倉庫證券…………… 一〇四

五、保險證券…………… 一〇五

六、株券…………… 一〇六



一七、債 券……………一〇八

一八、相互保險會社の發する基金證券……………一〇

一九、株式申込證……………一〇

二〇、社債申込書……………一三

二一、地上權、永小作權又は地役權に關する證書……………一三

二二、使用貸借、賃貸借、雇傭、寄託又は定期金に關する證書……………一三

二三、信託に關する證書……………一四

二四、無盡に關する證書……………一五

二五、定款又は組合契約書……………一六

二六、權利の變更に關する證書……………一七

二七、追認又は承認に關する證書……………一八

二八、物品切手……………一九

二九、受 取 書……………二二

三〇、質權、抵當權に關する證書……………二七

三一、前各號以外の證書……………二九

三二、預 金 通 帳……………三〇

三三、通 帳……………三一

三四、判 取 帳……………三三

八、課税せられない證書帳簿……………三五

一、印紙税法の非課税證書帳簿……………一五

二、特別法に依つて課税されない證書、帳簿……………一六

九、印紙税は何程貼用するか……………一七

一〇、何時納税するか……………一七

一一、印紙の貼り方……………一八

一二、税印押捺の方法……………一八

一三、税務官吏の検査權限……………一六

一四、罰 則……………一九

印紙税法第十一條によれば





## 印紙税の話

### 一、何故印紙税を課するか

よく世間の通俗な言葉に

「書いた物がものを云ふ——」

と云ふ事が云はれてゐる。印紙税は手つ取り早く云へば、このものを云ふ「書いた物」に對して課せられる税金である。

「何故に左様な物に税がかかるか」これには次に述べるやうな次第がある。

◇ 「租税は會費である」

租税は會費である

一、何故印紙税を課するか



私は常にかく云つてゐる——誰れしも一度思ひを「國家」と云ふものに致して考へるならば、私のこの言葉を容易に納得していたゞけると思ふ。我々國民は天皇陛下を戴いて、組織して居る日本帝國の臣民であり、此の國家を構成する一員である。全體に對する一部分の關係に立つてゐるのである。この國家的觀念に立つて考へるならば人集つて家を成し、家集つて部落を爲した古へより統制ある現代國家の隆興を見るに至る迄、その變遷隆替の跡こそさまざまなれ、要するに我々國民が力強い信念の下に、共同團結して、千古不易の國體の精華を保持しつゝ光輝ある共同生活を續け來つたことを自覺されるであらう。

共同生活の費用

我等の村、我等の町、我等の縣、否我等の國は畢竟、我等の共同生活の様式であり、制度であるに外ならないのである。我が國を今日の如く隆興せしめ、我等の共同生活を今日の如くよりよくする爲めには、あらゆる國家的施設を要してゐるのである。最小限度に考

へても、先づ警察の費用であるとか、土木の費用であるとか、教育衛生に關する費用を要するし、更に進んでは勸業、裁判の費用が要り、此等内政上の費用の外に、何時擱みかゝるかも知れない驚のやうな外敵に對し充分なる外交、國防の費用を投じておかなければ、吾々國民は枕を高くして寝ることが出來ないのである。

此等多額の費用は我々國民がその力に應じて、「租税」と云ふ形に於て醸出しなければならぬ。この關係は恰かも、會員が會費を出し合つて、會の事業を行ふ姿と同様であると私は考へるのである。

そこで會費の割當ては極めて衡平なるを要する。例へば「我々」と一口に云ふ内にも、廣く世間一般を通じて考へた場合、そこには其の日の暮しにさへ困る人々もあれば、又財産の有り餘る千萬長者もあるので、この人々を押しなべて、頭割に均一の會費を割り當てると云ふ譯には行かない。其の人々の「力」に應じて、會費を取り立てゝこそ負擔の衡平を保つこと



が出来る。この「力」即ち擔稅力に應じて租稅を課するため、世界各国夫  
 夫固有の租稅制度を持つて居り、時代の變遷國情の推移に伴つて漸次これ  
 を改良修正しつゝあるのであるが、要するに煎じ詰めれば、國民の所得が  
 擔稅力の根源であつて、これを尺度として稅を課し、これを目安として租  
 稅制度を組み立てることが、極めて一般的な傾向であると云ふことが出來  
 る。

この意味に於て、所得に課する所得稅を中心とし、その所得の高に應じ  
 て累進課稅を爲し、又其の性質に應じて財産所得に重課する爲め土地に地  
 租を課し、營業純益に營業收益稅を課し、資本の利子に資本利子稅を課し、  
 家屋に家屋稅（地方稅となつてゐる）を課し、又一面所得を得て、これを  
 消費する方面から、酒、ビール、サイダー、砂糖、織物等に對し各種の消費稅  
 が課せられる——と云ふ所得稅中樞主義の租稅制度が成り立つのである。

しかし、租稅を負擔せしむる機會はこれ以外にも考へ得られる。即ち財

所得稅中樞主義の租稅制度  
 所得稅とその補完稅

消費稅

財産の流通に課する稅

經濟交通現象に因る財産の  
 得喪變更

印紙稅の課稅理由

産が移轉、流通する機會に、その財産自體に少し宛の稅を負擔せしむるこ  
 とも一つの方法である。財産を相續する機會に相續稅が課せられる理由が  
 こゝにある。相續は、或る人の所有する財産が相續の原因に依つて他の人  
 に移轉する現象であるが、この外一般的な經濟行爲に因つても廣く財産の  
 得喪變更又は消滅が繰り返されてゐる。これ等流通財産に對しても夫々の  
 機會に於て極く僅少宛の稅を課して行くことは、所得稅中樞主義の租稅制  
 度の仕組みをより完全に補ふ一方の役割を果すものであると云ふことが出  
 来る。又考へ方に依つては、財産權の得喪變更又は消滅の秩序が維持され  
 て行き、所謂「書いた物がものを云ふ時世」であり得ることは、統制ある  
 國家施設の下に於て初めて望み得るところであつて、その施設に要する費  
 用を其の財産をして負擔せしめる意味に於て、印紙稅を課する理由がある  
 とも見られないこともない。





印紙を貼つて納める税

三百年の昔和蘭に於て賦課  
募集の結果發見さる

この財産権の得喪、變更又は消滅を證明する所謂「書いた物」には色々例外もあるが、總じて「印紙」を貼らなければならぬ。この印紙を貼ると云ふことが即ち印紙税を課せられることなのである。この點少しく他の租税とはその趣を異にしてゐるのである。

この課税方法が發見されたのは、今から三百年の昔、西班牙の暴政から獨立した和蘭に於て、その獨立勿々國費多端にして、有らゆる新税を起してこれに當てたが、連延衰耗の國費には全く焼け石に水で一向財政状態の改善を見るに至らなかつたので、窮餘の一策として、大いに國內に命令して、増税の妙案を懸賞募集し、良法の發明者には大賞を下賜する旨を發表した。その募集に應じて提出された増税の妙案が「印紙」即ち今日の印紙税の創始なのである。その妙案たる所以は、各人をして自ら印紙を貼用せしむることに依つて輕便に徵税することを得て、納税者には便利であり、苦痛も少く、又徵稅費も要しないと云ふ點にあるのである。

自分で貼用し自ら納める税

### 二、各國の印紙税制度

印紙税は世界各國とも、かなり古くより之れを行つてゐる。今その主要なる國に付て數へて見ても、英國、米國、佛國、伊太利等何れも本税を實施してゐる。而も米國以外は皆二百四十年も以前から行つてゐる。たゞ印紙税なるもの、性質上、この税を主なる税として取扱つてゐるか否かは、各國の國情によつて異つてゐる。

茲に参考の爲、前記諸國の一九三三年—一九三四年の歲計豫算の數字を掲げ、各其の印紙税の稅收入の占むる金額を抽出して見ることとする。

(國名)	(歳入總計)	(内印紙稅收入)	(歳入總計) (に對し%)	(租稅收入) (に對し%)
英國	六九、七七千磅	六三、〇四七千磅	三、六	三、八
米國	三、三九、〇八千磅	三、〇四、〇三三千磅	九、二、八〇千磅	二、八
				三、〇

各國歳入總額、租稅收入總額及印紙稅收入の對照



(註) 日本は昭和九年度決算を掲げた。但し印紙収入中には租税以外のものを含むが假りに全額を租税として計算した

佛國	四三、六四三、八二二千法	三九、六七、九六六千法	二、三〇九、八〇七千法	五・一	五・八
伊國	二〇、〇六四、八三二千利	一六、〇三三、一八〇千利	六二〇、〇〇〇千利	三・一	三・九
日本	二、二四三、三二八千圓	八四八、八五三千圓	五、三三三、三三三千圓	〇・二	〇・六
		(印紙収入全)	(印紙収入中印紙税相当額)		

(一) 英國

英國の印紙税は一六九四年に創設され、租税としてはかなり古い歴史をもつてゐる。現行印紙税法は一八九一年に制定され、爾來屢税率、免税種目等に付改正があり、其の内容は極めて複雑且廣汎であつて、各種の資格身分の登録、各種證券の發行又は移轉、動産、不動産の賣買、各種の契約に關する證書類等に對し課税し、税率は定額税に依るものと、階級定額税に依るものとがある。主要なるものゝ税率を示せば次の通りである。

- 受取證書 一通に付 一片 (但し小額證書は免税)
- 會社資本税 百磅又は端數毎に一磅

定額税と階級定額税

英國

讓渡證書 有價證券と有價證券以外とに区分し

(イ) 有價證券(株券を含む) 額面五磅以下のものに對し一志より、額面を増す毎に税率上 昇し五百磅に對しては五磅、五百磅を超ゆるものに對しては五十磅又は端數を増す毎に十志

(ロ) 其の他の財産 五磅以下に對し六片より階級毎に増率し、五百磅に對し二磅十志、五百磅を超ゆるものは五十磅又は端數を増す毎に十志 爲替手形 二片

(二) 米 國

米國に於ける證券印紙税は、今より約二十年前に創設され、今日に及んでゐる。現在に於ける證券印紙税は、主として債務證書及株式の發行、又は其の賣買等に課せられてゐる。この外、外國行乗船切符に對しても、本税を課してゐる。

米 國



佛 國

(三) 佛 國  
佛國に於ける印紙税は其の沿革が非常に古く、今より約二百七十年の昔より實施されてゐる。公文書、私署證書に課税し、税率は證書の大きさに依る面積税と、額面金額に依る比例税と、特定の證書に課税する特別税とがある。

(四) 伊 國

伊 國

伊太利にも印紙税が行はれてゐる。大體佛國と同様である。

(五) 滿 洲 國

滿 洲 國

滿洲國に於ては建國の際、税制は當分舊に依る旨布告し、現在に及んでゐるが、印紙税に相當する印花税が行はれてゐる。

獨 逸

(六) 獨 逸

獨逸に於ては資本流通税、手形税、運送税及債務證書等が行はれてゐるが、何れも印紙税の形式を採つて居らない。運送税の如きは當初印紙税の形に於て徴收せられた歴史もあるが、現在では改められてゐる。



### 三、我が國の印紙税の沿革

ちよん鬮切つて六十年——の昔に話はさかのぼる。「五分刈り頭を叩いて見れば、文明開化の音がする」と明治の新政を謳歌した昔より「候べく候」の一札には、受取諸證文印紙貼用心得方規則の定むるところの印紙を貼らなければ、後日争ひとなり、公の裁判に訴へ出づるとも更にお取り上げなし、とのお達が出てゐたのである。されば我が國の印紙税は相當古い沿革を持つてゐるのである。それ等の古事來歴を一應繙いて見ることは、強ち無駄ではあるまい。



我が國に於ける印紙税の沿革は、外國の立法例に倣つて、明治六年二月布告第五十六號を以て發布された「受取諸證文印紙貼用心得方規則」なる

明治六年二月布告五十六號  
受取諸證文印紙貼用心得方  
規則

ものに始まる。茲に参考の爲當時の布告文を掲げると次の通りである。

布告 (明治六年二月第五十六號)

「金子受取、金銀貸借、地所賣買、質入、書入、爲替、請負諸約定等凡そ人民互に諸證文手形類書附類を以て後日の證據と致す可き品に付ては自今別紙規則の通相心得へ、各其の書面に印紙を貼用し取引致すべく、依つては本年六月一日以後の證書に右の印紙の無き分は、後日に至り訴へ出づるとも取り上げ相成らざること。但し印紙は大藏省より相渡すべきを以て、各府縣管下の適宜の場所に於て賣捌かせるべし」(以上原文は候文になつてゐる)。

而して「受取諸證文印紙貼用心得方規則」は其の法文が極めて懇切丁寧に出来てゐる。

これは當時に於ては未だこの種の租税に對する一般民心の理解が乏しかつた爲めであらうと思はれる。例へばその第一條に「自今、金子受取其の

印紙貼用なければ訴の取上げなし



民間の信義を堅固ならしむる目的

處置を處略にしない「證」

約定固めの證としての印紙

外諸證文、手形等に貼附すべき印紙なるもの、發行せらるゝと云ふことは、民間の信義を益々堅固ならしめんとの趣旨であつて、總て受取證文等は後日の證據として取置くものであるから、最初取引の際、充分に後來を慮つて、苟も處略に流れるやうなことがあつてはならぬ筈のものであるが、往々最初の處漏手違等に因り、遂には公の裁判をさへ願ふ事あるに至る場合があり、交際上の信義を失ひ、公裁を煩はし、且一身に於ても其の罪を得る等容易ならない結果に立至つては、誠に相濟まない事であるから、最初より其の信義を固くし、其の處置を處略にしないと云ふ「證」として一々印紙を貼用して取引を致さねばならぬ。抑も此の印紙を貼用する時は、當事者双方だけで相對で取極めた事項と雖、公の印信を表記して、其の約定の固きことを證する意と、會得すべきこと」と明定してある。

以て、如何に當時の租稅寮（現今の主稅局）が、印紙税を一般民衆に理解せしめることに努めたか、伺はれる。尙この規則の施行に當つては、民間

明治六年二月布告五六

間の反對を慮つて、歐米各國に於ける施行の例等を編纂した印紙稅略說なるパンフレットを發行し書肆をして世人に發賣せしめ、印紙稅の課せられる理由を廣く一般人に理解せしめることに努力した事實がある。

今印紙稅の沿革を年代順に示せば次の通りである。



明治六年二月十七日布告五六、受取證文印紙貼用心得方規則

第一類 金高に拘はらず總て一樣の印紙を貼用すべきもの例へば金子其の外諸受取、諸會社入金手形、仲間割證文、跡式讓狀、荷物送狀等は金高に拘らず十圓以上は總て一錢

第二類 金高に應じ印紙を増すべきもの例へば借用證文、田地屋敷建家賣渡證文、質地證文、流地證文、爲替手形並爲替手形、買入借用證文、請負手形、金子預り證文、諸切手類其の外に付ては書面金高十圓以上は金一錢とし十圓を加ふる毎に金一錢を増加す。

書面金高十圓未満のもの（受取書を除く）及約定證書類金銀に拘らざる分は總て界紙を用ふ。

界紙とは少額（一錢未満）印紙のこと



明治六年五月布告一五五

明治六年五月十日布告一五五、受取諸書文印紙貼用心得方規則増補

第二類 一口の金高、一萬圓以上は總て十圓印紙を貼用。

一、正米貸借證文正物返済は利米なき分米五石以上第一類の通一錢印紙貼用。利米の約ある分米五石に付一錢印紙貼用、其餘五石を加ふる毎に一錢を増加し五千石十圓に至て止む。

一、正麥其他雜穀類正米物貸借證文正物返済は利息なき分十石以上第一類の通一錢印紙貼用。利息の約ある分麥雜穀共十石に付一錢印紙貼用、其餘十石を加ふる毎に一錢を増加し一萬石十圓に至て止む。

一、第二類諸切手の内、賣酒切手は一升以上一斗未満は一錢、一斗以上二斗未満は二錢印紙貼用其餘は之に準じ一石十錢に至て止む。賣酒切手の外飲食類の諸切手は代金十圓迄は一錢、其以上は總て二錢印紙貼用。

一、第一類に屬する通帳（無利息）又は判取帳附込金高百圓未満なし、同百圓以上は印税一錢乃至十錢。

一、第二類に屬する通帳等（利息附）附込金高百圓未満なし。同百圓以上は印税五十錢乃至一圓（二千圓以上は千圓を加ふる毎に五十錢増加し税十圓に至つて止む）。

明治六年七月布告二六二

明治六年七月二十日布告二六二、受取諸書文印紙貼用心得方規則増補

金錢記載なき物品を以て記載する荷物判取帳の類、印紙五錢。通帳及判取帳の附込金高は一箇年限りとし證の申請を爲すべきこととせり。

明治七年七月布告八一

明治七年七月二十九日布告八一、證券印税規則

第一類の諸證書 一、賣品並職業に關する金錢受取書は金高十圓以上印税一錢十圓未満は印紙界紙を要せず。二、預り金證文手形、耕地小作證文、遺金證文は金高十圓以上印税一錢、十圓未満は印紙界紙を要せず。三、買物預り書小札は金高十圓以上印税一錢、十圓未満は印紙界紙を要せず。四、諸會社株手形、荷物送狀荷物預り證書、地所建家讓與證書、物品讓與證書、公債證書類讓與證書、跡式讓狀は何れも金高に拘らず印税一錢。

第二類の諸證書 一、借入金證文、與り金證文手形但し使用を爲さざるの明文無之分、地所並建物賣渡證文、地所並建家買入書入證文、公債證書類賣買證文、諸品買入書入證文、爲替手形並置手形、荷爲替手形、諸請負證文、金錢約定證文、金錢約定爲替證文、米穀並諸品賣買約定證文、米借用證文、雜穀借用證文、賣買用諸品代價十圓以上借用證文、借地證文、借家證文、金十圓以上記載の雇人請狀、諸賣買證據金預り手形、諸敷金證文は何れも書面金高十圓以上四十圓未満又は米



五石以上二十石未満若は雜穀十石以上四十石未満に對し印税一錢乃至三錢、右以上は之に準じ印税を増加す。

第三類の諸證書 一、諸酒切手は升目一升以上三斗未満に對し印税一錢乃至三錢。右以上は之に準じ印税増加す。二、食類切手は代金高二十五錢以上十圓未満に對し印税一錢乃至三錢。右以上は之に準じ印税増加す。三、米醬油其の外諸品賣買切手は代高二十五錢以上二十圓未満に對し印税一錢乃至三錢。右以上は之に準ず。三、荷物受取書は送狀添付のもののみ界紙を用ふるか又は印税貼用の荷物判取帳に記すこと。四、金高記載なき約定書、傭人請書類は界紙を用ふ。

第一類の諸帳簿 一、金錢判取帳、買物通帳、金錢當座預り通帳は附込見積金高百圓以上四百圓未満に對し印税一錢乃至三錢。右以上は之に準ず。

第二類の諸帳簿 一、買物臺帳、金錢一時貸借通帳、諸品損料帳、商賣品當座貸借通帳、金錢預り通帳但し使用を爲さざるの明文無之分等は附込見積金高百圓以上四百圓未満に對し印税五錢乃至十五錢、右以上は之に準ず。

第三類の諸帳簿 一、荷物判取帳、諸品判取帳は附込の箇數に拘らず一箇年に付印税二十錢。

明治七年八月布告八九

明治七年八月三十日布告八九、證券印税規則中改正

明治七月二十四日布告一三六

院省使府縣廳に於て銀行又は爲替方等へ預け入れたる貢金其他官金に對する預り金證文並預り金通帳は印紙界紙を用ふるに及ばず。

明治七年十二月二十四日布告一三六、證券印税規則中改正

第二類の諸證書中 一、爲替手形並置手形、荷爲替手形を削除す。二、諸品買買仕切書は、金高十圓以上五十圓未満に對し、印税一錢乃至四錢。右以上は之に準ず。

第三類の諸證書 一、爲替手形、荷爲替手形は書面金高五十圓以上二百五十圓未満に對し印税一錢乃至四錢。右以上は之に準ず。

明治七年十二月二十五日布告一三七

明治七年十二月二十五日布告一三七、證券印税規則中改正

明治八年七月布告一二〇

委任狀には界紙を用ふること。  
明治八年七月二十二日布告一二〇、請負又は約定の性質を有する受書に印紙貼用の件

各廳に於て商人又は職工より徴する受書類にして受負又は約定の性質を有するものは第二類諸證書中諸受負證文及金錢約定證文に照準し其の金高を記載せざる分は第三類金高記載なき約定證書に照準す。

明治八年八月布告一二六

明治八年八月八日布告一二六、證券印紙規則中追加



明治十二年八月布告三一

小切手税印押捺制度の實施  
(明治十二年九月布告四三)  
は明治十三年六月三十日迄  
證券印紙にて代用し得ること  
とし爾後行はる。

明治十七年五月布告一一  
證券印紙規則

第一類の諸證書一、預り米證文手形、預り雜穀證文手形は米五石、雜穀十石以上は一錢の印紙、右未滿は界紙を用ふる事。

第二類の諸證書 一、預り米證文手形但し使用を爲さざる明文無之分、預り雜穀證文手形には同上を追加。

明治十二年八月七日布告三一、證券印紙規則中追加

第三類の諸證書 一、銀行當座預り金小切手は金高に拘らず一錢の印税とし、税印の押捺を爲すものとす。小切手税印押捺制度の實施に付ては明治十二年九月布告第三十九號を以て税印の形式を一定し十月一日より實施せられたるも直に全國一般に施行する能はざる事情あるを以て同月布告第四十三號を以て明治十三年六月三十日迄證券印紙を使用し得べき旨公布せり。

明治十七年五月一日布告一一、證券印紙規則

第一類 一、當座預金引出小切手、委任狀、印税五厘。二、金高記載なき約定證文、遺金物證文、跡式讓證文、讓與證文、期限を定めざる預り金證文、耕地小作證文、雇人請合狀、金高記載なき諸物品預り證、金高記載なき諸物品借用證文、地所、家屋、預り證文、諸物品切手、借地、借家、證文、賣買仕切書、保險證文、諸會社株券、印税一錢。

送金手形、同一錢、金錢諸物品通帳一月以内一冊に付印税一錢、金錢諸物品判取帳同、同一錢、結社約定書同、同一錢。

但し結社約定書に金圓受授貸借に係る條項ありて之が効力を確定する證書帳簿は金高記載なしと雖も第二類金高記載ある諸般の契約證書に準じ印紙貼用。

一、營業に關する送狀 印税一錢。但し五圓以上のものに限る。二、營業に關する請取書 印税一錢。右請取書を通帳と爲すときは一年以内一冊に付一錢印紙貼用。第二類 金錢借用證文、地所、家屋、賣買證文、金高記載ある諸物品預り證文、金高記載ある諸物品借用證文、諸物品賣買證文、金錢定期預り證文、金高記載ある諸般の契約證書、金高一圓以上印税一錢乃至一圓。右諸證書を通帳と爲すときは其の附込見積金高に隨ひ次に定むる所の印紙貼用のこと。金高百圓未滿印税四錢、金高百圓以上諸證書の稅率に據る。三、金錢當座預り證文、買物預り書小札金高一圓以上二十圓未滿印税一錢二十圓以上二錢。右諸證書を通帳となすときは其の附込見積金高に隨ひ、金高百圓未滿印税二錢同百圓以上印税四錢。四、爲替手形(手形用紙を用ふ以下同じ)荷爲替手形、約束手形金高五十圓未滿印税一錢に始まり同二千圓以上印税五十錢に止む。

明治二十三年四月五日法律三〇、證券印紙規則中改正

明治二十三年四月法律三〇



○明治三十一年七月勅令一四

切手、手形類の裏面に記載したる受取書には印紙を貼用することを要せず。  
明治三十一年七月十五日勅令一四〇、収入印紙に関する件  
本勅令を以て印紙制度を改正し新に収入印紙を設けられたる結果爾後證券印紙税も収入印紙を以て徴收せらるゝこととなる。然れども當分の内は尙舊に依り證券印紙を以て代用するを得ることとす。

明治三十二年三月法律五四

明治三十二年三月十日法律五四、印紙税法

一、證券（金高五圓以上のものに限る）一通毎に記載金高萬分の五、但し其の税額五十圓以上なるときは五十圓に止め一錢未満となり又は一錢未満の端數を生ずるときは一錢に切上ぐるものとす。

一、爲替手形、約束手形（金高五圓以上のものに限る）一通毎に金高二千圓未満印紙税二錢、金高二千圓以上同十錢、左に掲ぐる證券帳簿に關しては、證券は一通毎に帳簿は一册一年以内の附込に對し、委任狀、印紙税一錢、銀行預金證券船荷證券、運送貨物引換證、倉荷預證券、倉荷買入證券、保險證券、株券、債券、株式申込證、地上權、永小作權、地役權に關する證券、使用貸借、貸借、雇傭、寄託、定期金に關する契約證券、定款及組合契約書、權利の變更に關する證券、追認に關する證券、物品切手、賣買仕切書、送狀、受取書、金高記載なき證

書、擔保品差入證券、擔保品預證券、通帳は印税二錢、判取帳は印税二十錢、左に掲ぐる證券帳簿に關しては印紙税を納むるを要せず。

(一)官廳又は公署より發する證券帳簿、(二)官廳又は公署に職を奉ずる者の職務上發する證券、帳簿、(三)國庫金の取扱に關し發する證券、(四)慈善又は公共事業の爲にする金員物件の寄附に關し、人民より官廳若は公署に提出する證券、(五)俸給、給料、歳費、手當金、賞與金、年金、恩給金、扶助料、旅費及救恤金の受取證、(六)小切手、(七)金高五圓未満の爲替手形、約束手形、(八)營業に關せざる受取書、(九)金高五圓未満若は金高記載なき送狀、受取書、賣買仕切書、(一〇)主たる債務の證券に併記したる擔保契約、(一一)證券の裏書及手形の裏書に記載したる受取書、(一二)株券、債券の讓渡を證明すべき裏面記載、(一三)手形の引受保證、(一四)手形及證券の拒絕證券、(一五)手形及證券の複本、謄本。  
一、爲替手形、約束手形、船荷證券、運送貨物引換證、倉荷預證券、倉荷買入證券、保險證券、株券、債券は現金を納付して税印の押捺を受け印紙貼用に代ふることを得。

明治三十四年四月法律一六

明治三十四年四月日法律一六、印紙税法中改正

一、爲替手形、約束手形 印税二錢。



明治三十八年一月法律一

税印押捺の範囲に付ては從來之を手形證書券等に局限せしも爾後總ての證書帳簿に付之が押捺を受くるを得ることとす。

明治三十八年一月一日法律一、非常特別税法中改正

一、委任状、印税二錢、爲替手形、約束手形記載金高に随ひ印税三錢乃至五圓、銀行預金證書、船荷證券、運送貨物引換證、倉荷買入證券、保險證券、株券、債券、株式申込證、地上權、永小作權、地役權に關する證書、使用貸借、賃貸借、履借、寄託、定期金に關する契約證書、定款及組合契約書、權利の變更に關する證書、追認承認に關する證書、物品切手、賣買仕切書、送狀、受取書、金高記載なき證書、擔保品差入證書、擔保品預證書、通帳は印税三錢、判取帳は印税二十五錢、小切手は印税一錢。

非常特別税法改正の結果左の通新に増徴に因る。

(一) 印紙税法第四條に掲げたる證書帳簿(但し約束手形及判取帳を除く)は印紙税一錢。

(二) 判取帳 同 五錢。

(三) 約束手形金高に随ひ一錢乃至四圓九十八錢。

(四) 小切手印紙税一通毎に一錢。

明治四十年三月法律二七

明治四十年三月二九日法律二七、印紙税法中改正

一、約束手形一通毎に記載金高に随ひ印紙税五錢乃至七圓。

一、小切手印紙税は廢止せらる。

非常特別税法中約束手形及小切手に關する規定廢止せらる。

明治四十二年五月法律四二

明治四十二年五月十七日法律四二、印紙税法中改正

一、約束手形金高千圓以下に付税率區分せらる。

明治四十三年三月法律一四

明治四十三年三月二十五日法律一四、印紙税法中改正

一、委任状一通毎に印紙税二錢、爲替手形、銀行預金證書、船荷證券、運送貨物引換證、倉荷預證券、倉荷買入證券、保險證券、株券、債券、株式申込證、地上權、永小作權、地役權に關する證書、使用貸借、賃貸借、履借、寄託、定期金に關する契約證書、定款及組合契約書、權利の變更に關する證書、追認承認に關する證書、物品切手、賣買仕切書、送狀、受取書、金高記載なき證書、擔保品差入證書、擔保品預證書は印紙税三錢。通帳附込期限一ヶ年印紙税三錢、判取帳同二十五錢。

一、非常特別税廢止せらる。

一、印紙税の納付を要せざる證書帳簿。



明治四十四年三月法律四一

(一) 金高一圓未満の物品切手。  
 明治四十年三月二十八日法律四一、印紙税法中改正  
 一、金高五圓未満若は金高記載なき送状、受取書、賣買仕切書には印紙税を課せず。

一、運送契約に依らざる送状、營業に關せざる受取書又は非營業者に發する賣買仕切書には印紙税を課せず。

大正十一年四月法律四七

大正十一年四月十八日法律四七、印紙税法中改正

信託行為に關する證書一通毎に印紙税三錢。

右は信託法の制に伴ふ改正なりしが、施行勅令公布に至らずして翌年法律第十  
 二號に依り改正せらる。

大正十三年三月法律十二

大正十三年三月二十七日法律一二、印紙税法中改正

一、證書(從來の五圓以上を十圓以上に改正)一通毎に記載金高萬分の五、但し税額百圓を超ゆるときは百圓に止め、一錢未満となり又は一錢未満の端數を生ずるときは一錢に切上ぐ。

一、貯金通帳積金通帳及積金證書(貯蓄銀行法第一條の貯金又は積金に付發するものに限る)

證書一通毎に  
 帳簿一冊一年に  
 の附込に對し 一錢

一、産業組合の發する貯金通帳  
 一、産業組合又は住宅組合の發する出資證券  
 一、農業倉庫證券

證書一通毎帳簿一冊一年の附込に對し 一錢

一、約束手形

一、産業組合又は産業組合聯合會の發する貯金證書

一、産業組合聯合會の發する出資證券

一、相互保險會社の發する基金證券

一、信託行為に關する證書

一、無盡に關する證書

一、社債申込證

一、物品又は有價證券の賣買に關する證書

同 三錢

一、印紙税の納付を要せざる證書帳簿。

(イ) 産業組合、同聯合會又は住宅組合の發する出資證券にしてその記載金高十圓未満のもの又は金高記載なきもの。

(ロ) 記載金高十圓未満の約束手形及爲替手形。

(ハ) 記載金高十圓未満の積金證書及銀行預金證書。

(ニ) 産業組合又は同聯合會の發する貯金證書にして其の記載金高十圓未満のもの。



大正十三年七月法律一五

大正十四年三月法律二二

昭和二年三年法律七

(ホ) 記載金高十圓未満若は金高記載なき又は非營業者に發する賣買仕切書。  
(ヘ) 物品又は有價證券の賣買に關する證書にして其の記載金高十圓未満のもの又は記載金高記載なきもの。

(ト) 記載金高十圓未満若は金高記載なき又は營業に關せざる受取書。  
大正十三年七月二十二日法律一五、復興貯蓄債券法  
復興貯蓄債券には印紙税を課税せず。

大正十四年三月三十日法律二二、印紙税法中改正

輸出組合法、重要輸出品工業組合法の制定に伴ふ改正。

一、産業組合聯合會、重要輸出品工業組合、重要輸出品工業組合聯合會又は輸出組合の發する出資證券は證書一通毎に三錢。

昭和二年三月二十九日法律七、印紙税法中改正

左に掲ぐる證書帳簿に關しては證書は一通毎に、帳簿は一冊一年以内の對込に對し、左の階級比例税を課す。

- 一、不動産、鐵道財團、軌道財團又は船舶の所有權移轉に關する證書。
- 二、消費貸借に關する證書。
- 三、請負に關する證書。

- 四、運送に關する證書
  - 五、備船契約書
- 以上の證書は何れも、

記載金高五十圓以下のもの(十圓未満を除く)	二錢
同 百圓以下のもの	三錢
同 五百圓	十錢
同 千圓	二十錢
同 一萬圓	五十錢
同 一萬圓を超ゆるもの	一圓
記載金高なきもの	三錢
一、質權、抵當權に關する證書	三錢
一、特掲せざる證書(十圓未満のものを除く)	三錢
一、預金通帳以外の通帳	五錢
一、判取帳	五十錢
一、印紙税の納付を要せざる證書帳簿中に左のものを追加す。	

(イ) 産業組合の發する出資證券若は貯金通帳又は住宅組合の發する出資證券。



(ロ) 貯金通帳、積金通帳又は積金證書(貯蓄銀行法第一條の貯金又は積金に付發するものに限る)。

(ハ) 賣買仕切書。

(ニ) 物品又は有價證券の賣買契約書。

(ホ) 送 状。

(ヘ) 農業倉庫證券又は聯合農業倉庫證券。

(ト) 賀札又は賀物通帳(賀屋營業者の發するものに限る)。

(チ) 勤務通帳。

(リ) 乗車券、乗船券又は各種入場券。

昭和六年四月法律五二

昭和六年四月一日法律五二、自動車交通事業法

印紙税法第四條第一項第一號中の「軌道財團」の下に「自動車交通事業財團」を加ふ。

昭和七年九月法律二五

昭和七年九月六日法律二五、商業組合法

第四條第一項第十一號中に商業組合、商業組合聯合會を加ふ。

昭和八年三月法律三三

昭和八年三月二十九日法律三三、漁業法

第四條第一項第十一號中に漁業組合、漁業組合聯合會を加ふ。

租税民衆化の目的

不平で納める税  
納得して納める税  
喜んで納める税

### 四、現行印紙税法の仕組

本文にはいる前に、現行印紙税法の法律の仕組に付て述べておく方が便宜であると思ふ。即ち一口に税務の民衆化と云ふ内にその目的の大部分は税法が解り悪い——従つて理解がない、苦情が出る、滞納したり或は犯則をやる、果ては差押へ乃至は罰金課刑と云ふやうな最悪の場面に達著する、その結果は益々怨嗟の聲が高くなる——と云ふこの不愉快なる紛争を出來得るだけ少くし、納税者をして理解あらしめやうとすることに盡きてゐる。そこに「不平で納める税」は自から「納得して納める税」となり、更に進んでは「喜んで納める税」となることが出來得るのである。即ち税法を解り易く、簡單平明に説くことが、租税民衆化の基本を爲してゐる。しからば一體税法とはそんなに解り悪い法律であるか。果してさうだと



租税の四原則

法け水を去ると書く、水を去れば無味乾燥となる

印紙税法はとり分け難解

すれば今少し解りよく改めたらよからうと云ふ議論も出るであらうが、税法と雖も一般の法律に比較して殊更に難解に出来てゐるわけではない。寧ろ租税の理想とする「租税原則」中には、「衡平であるべし」「取立に要する経費は多くを要せざるべし」「國の歳入を充すに足るものなるべし」「解りよく便宜であるべし」とされて居り、納税者本位に便宜であらねばならぬことも一つの要件となつてゐるので、税法は他の法律に較べてそんなに難解なものではない。よく咀嚼すれば自から理解し得るやうに仕組まれてゐる筈である。然し乍らそれも程度の問題であつて、洒落ではないが「法とは水を去ると書く、水を去れば乾いて無味乾燥となる」と云ふが如く、法律は聖徳太子の十七箇條の憲法以來難しいものとせられてゐる。税法にも法律の持つ難解から抜け切らないところがあるのは誠に止むを得ない所としなければならぬ。その税法の中でも、とり分け印紙税法は一般法律との關係が密接で、他の法律との交渉が廣く、話は自然法律論の領域には

本則僅かに十數箇條

附則は過渡的手續の規定

場合場合に依つて民事と云はず商事と云はず總て適用を受く

いつて行かなければならぬのみならず、印紙税法自體の條文があまりに簡單であつて、而もその適用の範圍が極めて廣いと云ふ點に於て、印紙税の本質が納税者の自由を尊重し、その徳義心に信頼した特色ある租税であるにも拘はらず、却つて一般人の理解の乏しいものゝ一つとされてゐることとは甚だ遺憾とせざるを得ない。

即ち現行印紙税法は明治三十二年三月法律第五十四號を以て公布され、爾來幾多の改正を経て、今日に至つたものであつて、その條文僅かに十數箇條に過ぎず、その外に數箇條の附則が附いてゐる。この附則と云ふのは、其の法律の施行期日であるとか、其の法律の改正された際に於ける新舊法律の過渡的な運用手續を定めたものである。従つて印紙税法の肝要な部分として研究を要するのは僅かに本則十數箇條だけである。而も其の條文たるや甚だ簡粗であつて、一見讀了することが出来るかに考へられるが、その關係するところは頗る廣範圍であつて、各場合々々によつて、民事と云



著名なる銀行の支店での滑稽な實例

法律問題に縁遠い素人は尙更のこと

はす商事と云はず總てこの税法の適用を受けるのであるから、その含蓄するところを詳細に了解することは、専門家でさへなく、容易の業ではない。例へば「營業に關せざる受取書には印紙税を課せず」と云ふ規定があるが、その「營業」とは如何なることか、又「營業に關せざる」とはどの程度のことを云ふのであるかの解釋となると即座にこれを決定することが出来ない場合がある。實際にあつた一例を申上げると、著者の取引のある某著名銀行の支店でさへ、この點に關し、著者の差出した爲替送金の領收書に印紙の貼用がないと稱して、著者の再三の説明にも拘はらず、印紙貼用を強要したと云ふ滑稽な話がある位である。銀行と云ふやうな其の道の専門家でさへ堂々と解釋を誤つてゐる位であるから、法律問題に縁遠い素人に取つては尙更のことであらう。

そこでこの僅かな條文から成る税法を誤りなく公正に解釋するには、各種の關係法規に涉つて、充分なる素地を養つて置かなければ、事實問題に

税法の仕組

納税者の最も關心を持つべき條文は二箇條

税法施行地

當つて疑義百出と云ふことになる。

先づこの税法の仕組を見ると、第一條には印紙税を課すべき物件の範圍が規定されて居り、(第二條及第三條は税法改正のため削除されてゐる)第四條は各其の課税物件に付て、税率を規定し、第五條は課税外に置かれる物件の範圍を明かにし、第六條乃至第九條は納税方法其他取扱上の手續を定め、第十條は收税官吏が課税物件の検査を爲すこと及検査物件を規定し、第十一條以下は税法違反者に対する制裁を規定してゐる。

従つて最も納税者に取つて關心を持つべき重要な規定は、結局第四條と第五條との二箇條であると云ふことになる。そこで本書の説明に當つても、この點に大部分の紙幅を割いて述べることにした。

印紙税法の施行される地域、即ち印紙税法と云ふ法律の効力の及ぶ範圍を税法施行地と云ふのである。何故にわざ／＼税法施行地に付て説明を要するか、印紙税法は日本の法律であるから日本帝國の全領土に其の効力が





印紙税法の施行地域内地、  
臺灣及樺太  
朝鮮には印紙税令施行  
關東州及南洋群島には印紙  
税制度なし

及ぶべきであるが、日本帝國の領土のうちには、朝鮮、臺灣、樺太又は關東州若し南洋群島と云ふやうな地域——これを假りに新領土と名付けるならば、此等の地域は何れも明治大正にかけて茲半世紀の間に、新しく我が領土に編入された地域であつて、日本内地とは民情風俗が異なり、土地の習慣、産業經濟の發達程度が一樣でなく、住民の生活の程度も自ら差異があるので、この新領土に於ては、單に税法のみならず、一般の法律は凡て原則として施行されないことになつてゐる。若し法律のうち施行を要するものがあるれば勅令を以て之を指定することになつてゐる。而して印紙税法は、内地、臺灣及樺太に施行されることになつてゐる。即ち臺灣及樺太に付ては夫々此等の地域に施行される旨勅令を以て指定されてゐる。尤も朝鮮には印紙税令を以て印紙税法と略同一の内容の印紙税制度が實施されてゐるが、それは印紙税令であつて印紙税法そのものではない。而して他の新領土即ち關東州及南洋群島には印紙税制度は實施されて居らない。

印紙税法施行地外（朝鮮には印紙税令あるを以て實質上印紙税法施行地内と同一の關係にあり）即ち外國又は關東州、南洋群島等の地域には印紙税法の効力は及ばないから、此等の地方で作成した帳簿や證書には一切印紙税を納める必要がないかの如くであるが、印紙税法上「作成」とは「調製及行使」を意味するから縱令施行地外で調製した證書でも内地で行使せられるときには納税の義務があるのである。

（参照）

- 臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關ル法律（大正十年三月十五日法律第三號）
- 臺灣ニ施行スル法律ノ特例ニ關スル件（大正十一年九月十八日勅令第四百七號）
- 樺太ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律（明治四十年三月二十九日法律第二十五號）
- 樺太ニ施行スル法律ノ特例ニ關スル件（大正九年五月三日勅令第二百二十四號）
- 朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律、明治四十四年三月二十五日法律第三十號）
- 大正十一年十二月二十九日勅令第五百二十一號、行政諸法臺灣施行令（質屋取締法外十六件施行ニ關スル件）第一條、左ニ掲タル法律ハ之ヲ臺灣ニ施行スル印紙税法（大正十二年一月一日ヨリ施行）



制令とは朝鮮に施行せらるる勅令のこと

大正五年五月十五日勅令第二十九號、印紙税法ヲ樺太ニ施行スルノ件(同日ヨリ施行)

朝鮮印紙税令(大正八年三月二十七日制令第六號)(同年四月一日ヨリ施行)

第一條 證書、帳簿ヲ作成スル者ハ本令ニ依リ印紙税ヲ納ムベシ

印紙税ニ關シテハ印紙税法ニ依ル但シ同法中産業組合トアルハ産業組合又ハ金融組合、産業組合聯合會トアルハ産業組合又ハ金融組合聯合會トス

第二條 印紙税法第四條及第五條ノ證書、帳簿ト類似ノ効用ヲ有スルモノニ付テハ其ノ名稱ニ拘ラス同條ノ規定ニ依ル

制令ニ於テ法律ニ依ルノ規定アル場合其ノ法律ノ改正アリタルトキノ効力ニ關スル件(明治四十四年六月二十二日制令第十一號)制令ニ於テ法律ニ依ルノ規定アル場合ニ於テ其ノ法律ノ改正アリタルトキハ改正法律施行ノ日ヨリ其ノ改正法律ニ依ル但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

### 五、誰れが納税するか

財産権の創設、移轉、變更若しくは消滅を證明する證書帳簿、財産権に關する證書若しくは承認を證明する證書の作成

證書帳簿の作成者

印紙税は誰れが納むべきであるか。即ち印紙税の納税義務者は、財産権の創設、移轉、變更若しくは消滅を證明すべき證書、帳簿の作成者及び財産権に關する追認若しくは承認を證明すべき證書の作成者である。云ひ替へれば財産権の得喪變更を證すべき證書——所謂「書たもの」を云ふ」ところの證書、帳簿を作成した者が印紙税を納めなければならない。而してその作成者が一般自然人であるか、會社その他の法人であるか、或ひは内地人であるか、外國人であるかは一切之を問はないのである。誰れ彼れを問はず一定の證書帳簿を作成すれば印紙税を納むる義務がある。然し乍らこれは一般普通人の場合であつて、法制上當然納税義務のない天皇、皇族、王公族、外交官たる外國の大使公使等治外法權を有する者、或は官公署の

五、誰れが納税するか



二人以上共同して證書帳簿を作成したとき

如きものには納税の義務はない。  
二人以上にて一箇の證書又は帳簿を作成したときは、それ等の者が連帯して納税義務を負担するのであつて、連帯納税義務者とも云ふべきである。此の點に關し次のやうな判例がある。

印紙税法第一條の納税義務者は證書の作成者である。作成者が數人であるときは各自納税義務を負担するのであるが、必ずしも全員が共同して納付しなければならぬと云ふ譯ではない。縱令その内一人たりとも相當印紙税を納付した以上は、これに依つて徵税の目的は完全に達せられたのであつて、爾餘の納税義務者は再び印紙税を納める必要はないのである。(大正十五年四月二十七日 大審院判例)。

この共同作成者中の一人又は數人が官公署であるときは、私人たる者に於て納税しなればならない。又官廳と私人との契約書正副二通を作成する場合に於て、私人の所有する契約書は官廳より差出したものと看做し印

公證人の作成した帳簿

遺言證書の納税義務者

紙税を納むるに及ばないのであるが、官廳に留め置く分は印紙を貼用しなければならぬ。

納税義務者が誰れであるかに付て疑問を生ずるのは、他人に代つて證書を作成するやうな場合である。

例へば公證人の作成する公正證書に對する納税義務者は誰れであるかと云ふに「公證人は囑託人をして印紙税法に依り證書の原本に印紙を貼用せしむべし」と公證人法第四十三條に規定されて居るのであつて、果して依頼人が納税義務者なのか、公證人自身が納税義務者なのか、文理解釋上疑はしいが、公證人が「貼用せしむべし」との規定を履行しなかつたことは別に業務上の責任はあるかも知れないが、印紙税法の立法の精神は依頼者を以て納税義務者と爲すものであると解するを相當とする。

又遺言者が遺言を口授する場合に、其の口授の趣旨を聞書して作成する遺言證書に對する印紙税の納税義務者は誰れであるかと云ふに、遺言の趣



債務の保証文句と其の署名は證書の作成であるが納税義務はない

雇人の作成した證書、帳簿

旨を聞書することは、畢竟遺言者の手足となつて、遺言の趣旨を文書に記録すると云ふ機械的な役目を果たした者に外ならぬのであつて、此の場合に於ても證書を聞書した者は納税義務者ではなく、遺言者自身が納税義務者であると解すべきであらう。

債務の證書に、主なる債務者を保証する爲其の保証する旨の文句を表示し、保証人として署名する者は證書の作成者であるかどうかと云ふに、保証文句を記載し署名することは明かに證書の作成ではあるが、主なる債務の證書に併記したる擔保契約書には印紙税を納むる要なき旨税法（第五條第十五號）に規定せられてゐるから、矢張り納税義務はないのである。

印紙税の納税義務者は證書、帳簿の作成者であり、作成者とはその名義主を指すものであるかどうか、例へば雇人が主人に代りて、主人の爲に證書、帳簿を作成し、印紙の貼用を爲さず之を使用した場合はどうであるかと云ふに、若し雇人が獨断にて證書帳簿を作成したることの證據の明か

相続及營業繼續の場合

家族又は使用人の作成した證書帳簿と戸主又は雇主との關係

なる場合は、名義主は縱令主人であつても、現實に手を下して作成した者が作成者であるが、さうでない限りは、主人が納税義務者である。而して雇人が主人の爲に相當印紙を貼用して作成した帳簿は主人に於て其の儘使用して支障なきは勿論其の附込期間中は更にその相続人も引続き使用し得べきものである。然し他人の營業を繼續した者は、前營業者作成の帳簿に附込期間が残存して居つても、前營業者と現在の營業者とは別人であるから、引続き使用することは出来ない。此の場合に屋號等が同一であり、單に所謂「居抜き」と云ふ方法で一切の營業を其の儘引繼いだと云ふときでも、通帳の如きは新に作成して、新規に印紙を貼用しなければならぬ。

前述の如く、證書帳簿の作成とは調製使用の意味に解すべきであつて、家族又は雇人が戸主又は雇主の名義を以て證書、帳簿を調成使用した場合の如きは常に戸主又は雇主の委任に因る行爲と認めて、證書、帳簿の名義主を作成者と認定して差支へないかどうかと云ふに、普通の場合に於ては



戸主と家族、雇主と雇人の間には委任關係がありと認められるのであらうが、常に果して委任關係があつたかどうかと云ふことは事實問題に屬するから、事實問題の如何に依り自然その結論も異つて來る譯である。

(參照) 一、帝國の在外公使館に對し印紙税免除の取扱を爲す國の帝國に在る大公使館に對しては印紙税を免除すべきものである。

二、印紙税の性質は他の税と等しく國庫の收入を圖るものであつて、附込期間ある帳簿に付ては、一定の納税をすれば所定の期間内再び納税するを要しないのであるから、例へば通帳使用者死亡したる後相續人が之を相續したときには、引續き使用して支障ないものと解すべきである。之を通帳の改正と看做して更に印紙を貼用する必要はない。印紙の貼用と云ふことは矢張り納税の一場合であるから被相續人の納税は相續人が繼承したものと認むべきである。従つて其の有効期限内は再び納税する必要はないのである。

### 六、何に對して課税せらるゝか

課税物體の範圍

證書又は帳簿と云ふ一箇の文書である

印紙税は何に對して課税せらるゝのであるか。印紙税の課税物體即ち課税の對象となるもの、種類範圍は證書、帳簿である。一口に證書帳簿と云つてもその種類は非常に廣汎であるが、要するに印紙税の課税を受けるのは財産權の創設、移轉、變更若は消滅を證明する證書、帳簿と、それから財産權に關する追認若は承認を證明する證書である。

そこで先づ「證書」であるとか、「帳簿」であるとか、要するに文書でなければ課税の對象とはならないと云ふことになる。財産權と云ふものゝ意義に付ては後に述べるが、印紙税はこの財産權に關する取引に付て課税しやうとするものであつて、一般に財産權の取引行為を爲す者は自己の意思に基いてその意思を表示しなければ、取引は成立しない。そこで當事者

六、何に對して課税せらるゝか



證書とは何であるか

間に於て各自の意思を決定したることを後日の爲に文書として書留めて置くのが普通である。従つて印紙税はその書留めたる文書即ち證書、帳簿を捉えて、之に課税するのである。此の意味に於て財産権に関する取引の意思表示を記載した書面——文書なるものが課税物件となるのである。尤も其の作成行為或ひは作成するに至つた事實の生ずる原因が、必ずしも自己の意思に基いて發生したものに限られる譯ではない。自己の意思に關係なく作成せられた文書であつても、自己の爲に作成せられた場合には納税しなればならぬ。然し乍らその作成したと云ふ行為又は作成しなければならぬに至つた事實があれば直ちに課税せられるのではなく、之を證明する證書、帳簿を作成して、使用するとき初めて納税義務を生ずるのである。然らば證書とは何であるか。世間一般に證書と稱せられてゐる通りの文書であるが、之を理論的に定義すれば、「證書とは、權利義務に関する意思表示を文書の形式を以て行使する場合の書面を云ふ」と云ふことになる。

帳簿とは何であるか

昔から證書に「後日の爲仍て如件」とあるやうに、證書と云ふものは、權利義務に関する意思表示を、將來に證據立てる爲に、後日の爲作成しておくものである。然らば後日の證據となるものは總て證書であるかと云ふに、例へば報告書、往復の書信の如きものは、後日の立證には役立つが、それが直接に財産権に関する取引の成立の意思表示を爲すものでない限り茲に云ふ證書とは稱し難い。要するに一般社會通念に従つて證書と認められるものでなくてはならぬ。何故に斯様に「證書」と云ふやうな分り切つたことを詳しく説明しなければならぬかと云ふと、先に進んでから述べるやうに、或る書面が果して税法に定めてある證書に當るか、どうかと云ふことが、納税義務の有無に關係して、論争の的となる場合が少くないのであるから、茲に特に證書の定義に付て、兎や角と説明しておかなければならぬのである。

然らば帳簿とは何であるか。帳簿とはこれも普通一般商家などで使用し



てゐる所謂「帳簿」として通用する一つの簿冊であるが、これを定義すれば「帳簿とは継続せる取引関係を証明する爲に、連続して記事を附込む目的を以て作成する文書にして、紙数の一枚であると数枚であると、其の形態の綴込のものなると否とを問はざるものなり」と云ふことになる。これを平たく云へば證書は一時の記載を目的とするが、帳簿は継続して引続き證明事項を記入することを目的とするものであるとも云へるであらう。手つ取り早く云へば證書の連続が帳簿である。然し豫め継続して使用する目的で作成したものでなければ帳簿ではない。例へば證書を綴込んでおいても帳簿とはならない。

證書帳簿は凡て課税せられると云つてもそれが財産権に関する證書、帳簿でなければ課税物件とはならぬ。印紙税はどこまでも經濟交通上、取引行爲に因つて流通する財産権と云ふものを目標として課せられるのであるから財産権に關係のないものに對しては何等課税を受くるものではない。

財産権とは如何なるものか

(イ) 財産権とは

財産権とは如何なるものを謂ふのであるか、之を常識的に財産上の権利であると答へてよささうであるが、學問的には法律上なか／＼難しい問題で、學者の所説と雖も區々であつて、一定して居らぬ。然し乍ら印紙税の課税上は之を一定して解釋しなければ、實行出来ないので、税法上は次の如く解してゐる。

税法上の財産権とは私権の客體たる金錢上の價値を有する資産を組成する権利である。そこで結局私人に屬する権利の中身分権を除いた財産上の権利は總て財産権であると云ふことになる。民法上之を分つて、物權、債權、無體財産權の三種となしてゐる。民法上直接には無體財産權の規定がないが、著作權、特許權、意匠權又は商標權などの謂はゞ專用權に付ては、民法の占有の規定を準用することに定められてゐる。



印紙税は此等の財産権に關する法律行為を證明する爲に作成する證書、帳簿に課税するのであつて、財産権に關係のない證書、例へば親族上の關係から生ずる私権即ち夫の妻に對する權利、親の子に對する權利、後見人の被後見人に對する權利などに關して作成したる證書に對しては、税法の支配を受くるものでもない。唯茲に注意しなければならぬことは自分權と云つても相續權に付ては財産上の關係を伴ふものであるから財産相續に關して作成した證書に付ては別問題である。

そこで財産權とは次の如き權利である。

一、物 權

物權とは直接に物の上に行はれる權利であつて、一般の總ての人に對抗することの出来る權利である。

占有權、所有權、地上權、永小作權、地役權、質權、抵當權、礦業權などである。

物 權

債 權

二、債 權

債權とは人に對する權利であつて、特定の人に對して特定の行為、不行爲を請求する權利である。この外債權なりや物權なりや學說の一定しない所謂組織的行為又は合同行為と稱せらるゝところの權利即ち會社又は社團法人の設立行為又は依りて取得する社員權などがあるが、こゝでは此等をも一應債權として説明しておく。

三、無體財産權

物權、債權以外の財産權であつて、著作權、特許權、意匠權、商標權等智能又は技術乃至信用等より生ずる専用の權利を謂ふのである。

(ロ) 權利の創設移轉とは

財産權の創設とは新に財産權に關する權利を發生させることである。移轉とは既に存在してゐる財産權を他人に歸屬せしむることである。然し詳

創設の意義  
移轉の意義

無體財産權



無主物先占取得

家屋新築

印紙税に關係あるは繼承取得に因る権利の創設である

しく云へば次の如くである。

財産権の創設移轉と云ふことは要するに権利を取得することである。権利を取得する原因には原始取得と繼承取得とがある。原始取得と云ふのは、原始的に権利を得ることである。例へば海や河に棲息する魚貝、山野に巢喰ふ鳥獸の類を漁獲又は採捕して先占に因り取得する無主物の先占であるとか、或は家屋を築造して其の所有権を得るとか云ふ場合である。又繼承取得と云ふのは他人に屬する権利を繼承して、傳來的に権利の主體となるのを云ふのである。例へば賣買又は贈與等に依り物の所有権を取得し、物を設定することに依つて、他人の土地の上に地上権、永小作權等を取だし、或は貸借契約に依つて借地權借家權等を得るやうな場合である。然し原始取得には一定の相手方がなく、従つて之れに付て證書帳簿等を作成する機会がないから、印紙税に關係のあるのは、繼承取得の場合の財産権の創設である。然し所有權及無體財産権の繼承取得は創設ではなく、財産

財産権創設の分類

權の移轉と云ふべきである。

そこで印紙税法に所謂財産権の創設とは次の如き法律行為を云ふ。

一、物權の創設

物權の創設には地上權の設定、永小作權の設定、地役權の設定、質權の設定、抵當權の設定等の場合がある。

二、債權の創設

債權の創設には民法上、商法上の契約に因るもの、單獨行為、例へば特定遺贈、寄附行為等に因るものである。尙債權の創設としては少しく疑問がないではないが合同行為（組織行為）に因るもの例へば社團法人、會社などの設立行為に因るもの等がある。

三、其の他上記以外の財産権の創設等がある。

財産権の移轉と云ふのは、財産権の權利者即ち權利の主體の變更を來す法律行為である。廣く財産権の繼承取得と云ふときには、財産権の創設の

移轉の意義

六、何に對して課税せらるゝか



財産権移轉の分類

場合をも含むのであるが、移轉の場合には設定行為がなく、既存の権利に付て繼承があるものである。

印紙税法の財産権の移轉に當る法律行為を分類すれば次の如くである。

一、物權の移轉

動産、不動産に付て賣買其他に依る所有權の讓渡、永小作權の讓渡、地役權の讓渡、抵當權の讓渡等である。

二、債權の移轉

指名債權の讓渡、指圖債權の讓渡、無記名債權の讓渡、記名式所持人拂の債權の讓渡

三、其他の債權の移轉等がある。

(ハ) 權利の變更、消滅とは

權利の變更とは權利が其の存在を失はずして、その形を變へることであ

變更と消滅の意義

る。權利の消滅とは、既に存する權利が其の存在を失ふことである。例へば期限を延長し、條件を變へるのは權利の變更であり、債務を免除し、辨済に依つて請求權が失くなるのは權利の消滅である。

従つて正確に云へば既に存する物權、債權其他の權利が、其の本體を變更せずして其の態様を變更する場合が權利の變更である。權利の本體を變へるやうな要素の變更は權利の創設、移轉或ひは消滅であつて變更ではない。そこで權利の變更と云ふのは要素でないものを變更してその態様の變はることである。要素とは法律行為の本質に關する内容のことであつて、要素を缺くときは、法律行為でなくなるのであつて、權利の内容を成す重要なる事項であるから、この要素を變へないで權利を變へる場合とは、例へば債權の期限を變更し、無期限の債權に期限を附する等はこれに當るのである。又權利の消滅と云ふのは權利の目的を達し、又は達するの必要のなくなることで、債權を辨済し、又は或る權利を拋棄し、乃至は債權を免

權利の要素とは法律行為の本質に關する内容のこと



財産権の変更の分類

除し、抵当権を抹消することなどである。

印紙税法に所謂財産権の変更の場合を分類すれば次の通りである。

(一) 物権の変更

質権、抵当権の順位を抛棄し、擔保物権の条件又は期限を変更すること。

(二) 債権の変更

条件付債権を無条件とし又は無条件債権を条件付とすること、期限付債権を無期限とし、又は無期限債権を期限付とすること、債権の目的物の數量を増減するとか或は目的物を変更すること、債務の履行地、履行の時期を変更すること。

(三) その他の財産権の変更等がある。

印紙税法に所謂財産権の消滅の場合を分類すれば左の通りである。

(一) 物権の消滅又は抛棄

- (一) 債権の消滅
- (二) 債権の辨済、相殺、更改、免除、混同、契約の解除、單獨行爲の取消
- (三) その他

(二) 権利の追認、承認とは

追認、承認の意義

財産権の追認とは財産権に關する効力不確實なる法律行爲に付て、當初の法律行爲を有効になるやう補正する意思表示を謂ふのである。承認とは既に存在する相手方の権利を認め、之に對し法律上の効力を與へる意思表示を謂ふのである。追認とは例へば未成年者の未成年當時の行爲を成年の後追認し、又は代理權なき者の爲した行爲を本人が追認するやうな場合であり、承認とは例へば時効中斷の承認、交互計算の計算書の承認等の如きである。之を詳しく云へば追認とは自己又は他人の爲したる行爲を後日に至りて有効なりと認める意思表示であつて、追認をすれば當初行爲を爲し



た時に遡つて其の行爲を有効ならしめるのである。法律的に云へば追認には取消し得べき行爲の追認（民法一二二條）無權代理人の爲したる行爲の追認（民法一一三條）等である。又承認とは既存の行爲又は事實を認め法律上の効果を付與する意思表示を謂ふのである。例へば債務者辨濟期を経過し時効の期間が進行してゐるとき其の債務の存在を認めて時効中断の効果を與へるとか、相続又は遺贈の承認を爲とか、銀行業者間の爲替戻借越の承認等交互計算の計算書の承認（商法二九四條）會社の組織變更に關する債權者の承認（商法二五四條）海上保険の委付の承認（商法六七六條）等である。

（ホ） 證書の記載金高

印紙税は後に述べるやうに證書の記載金高の有るか無いか、又は金高の多い少いに依つて、課税せられるかどうかの分界點となり、又税率を異に

證書の記載總金額の算定

記載金高を算出する單價數量などの記載は符牒でも記號でも算出され得る手がかりである。

してゐる。記載金高の判定に關しては往々疑問を生ずることがないでもない。記載金高に付て税法上一定せられてゐることは、證書に直接總金額の表示してないものゝ記載金高の算出に關することゝ、外國貨幣を以て表示してある金高を邦貨に換算することの規定である。

證書に記載金高がなくとも、證書面に表示してある單價其の他の記載文句によつて、其の金高の算出することの出来るものは、その算出額を以て證書の記載金高と看做すのである。即ち直接に證書面に金高總額の記載がなくとも記載されてある數量に、單價を乗すれば、事實上其の證書によつて立證される金額を算出し得られるときは之に依ると云ふ趣旨である。従つて證書面に記載されてさへ居れば、それが單なる數字であると、文字組合せの符牒であると、又或ひは全然文字でない記號の如きものであるとを問はず、總て總金額を知るに役立つものであると云ふべきである。

例へば「足袋百足代但し一足に付五十錢替右正に領收候也」と記載し



外国貨幣にて表示した證書の記載金高

てある受取書の記載金高は金五十圓と看做すべきであつて、又「一月分菓子代七圓、二月分菓子代六圓右正に領收候也」と記載してある受取書の記載金高は金十三圓と解すべきである。

證書に外国貨幣を以て、金高又は員數を記載した證書の金高は、内國貨幣に換算したる金高に相當する印紙を貼用しなければならぬ。

此の場合の換算は爲替相場に依るべきものである。例へば、三百弗の證書の邦貨換算額は、證書作成の日の爲替相場が百圓に付三十弗であれば、一千圓の記載金高と解すべきである。これに對しても爲替相場に依らず、純分比價即ち平貨で換算すべしとの論もあるが、取引の經濟觀念に従つて、爲替相場に依るを相當と考へる。

證書帳簿は税率の盛り方に依りて三大別される

比例税證書とは

舊税法には萬分の五の比例税證書があつたが現在はない

定額税證書とは

### 七、課税せらるゝ證書帳簿

印紙税を課せられる證書帳簿は、その税率の盛り方に依つて、これを比例税證書、定額税證書帳簿及び階級定額税證書の三つに大別される。

比例税證書とは證書の記載金高に比例して印紙税を課せられるもので、昭和二年三月印紙税法が改正せられる迄の舊税法では其の第二條に一般的に證書に關しては一通毎に、其の記載金高十圓以上のものに限り、記載金高の一萬分の五の割合を以て印紙税を納むべき規定があつたが、この比例税證書の規定は昭和二年三月の税法改正で削除せられ、或るものは階級定額税に編入され、或るものは非課税證書に編入されたので、現在では比例税證書は行はれてゐない。

定額税證書帳簿とは、記載金高の如何に拘はらず證書、帳簿一通一冊毎



階級定額税證書とは

に一定額の課税を受けるものであつて、現行印紙税法第四條に掲げられてゐる證書帳簿中一定額の印紙税を課せられる證書帳簿である。階級定額税證書とは記載金高の階級に應じて、税額に等差を設けられたる證書のことで、現行印紙税法第四條に掲げられてゐる證書中、記載金高何圓以下のもの何程、何圓以下のもの何程等と規定してある證書のことである。

課税せられる證書、帳簿の分類

課税せられる證書、帳簿の分類

課税せられる證書、帳簿は印紙税法第四條に分類列擧せられてゐる。この税法上の分類は、これに従つて税率を定めてあること、印紙税法第五條（次章に述べる）課税せられない證書帳簿に對照して、其の關係を明かにすることに役立つてゐる。茲に一應税法上の分類を示すと次の通りである。

税法第四條の證書

左に掲ぐる證書、帳簿に關しては、證は一通毎に、帳簿は一冊一年以内の附込に對して、左の印紙税を納むべし（税法第四條）

- |    |  |                                     |                |
|----|--|-------------------------------------|----------------|
| 一  | 不動産、鐵道財團、軌道財團自動車交通事業財團、又は船舶の所有權移轉に關する證書                              | 記載金高五十圓以下のもの<br>百圓以下のもの<br>五百圓以下のもの | 二錢<br>三錢<br>十錢 |
| 二  | 消費貸借に關する證書   | 同                                   | 同              |
| 三  | 請負に關する證書   | 同                                   | 同              |
| 四  | 運送に關する證書   | 同                                   | 同              |
| 五  | 備船契約書  | 同                                   | 同              |
| 六  | 委任狀  | 記載金高なきもの                            | 一圓             |
| 七  | 約束手形   | 同                                   | 三錢             |
| 八  | 爲替手形   | 同                                   | 同              |
| 九  | 銀行預金證書   | 同                                   | 同              |
| 十  | 産業組合又は産業組合聯合會の發する貯金證書  | 同                                   | 同              |
| 十一 | 産業組合聯合會、漁業組合、漁業組合聯合會、工業組合、工業組合聯合會、商業組合、商業組合聯合會、輸出組合又は輸出組合聯合會の發する出資證券 | 同                                   | 同              |



十二	船荷証券	三銭
十三	運送貨物引換證	三銭
十四	倉庫証券	三銭
十五	保險証券	三銭
十六	株券	三銭
十七	債券	三銭
十八	相互保險會社の發する基金證券	三銭
十九	株式申込證	三銭
二十	社債申込書	三銭
二十一	地上權、永小作權又は地役權に關する證書	三銭
二十二	使用貸借、賃貸借、雇傭、寄託又は定期金に關する證書	三銭
二十三	信託行爲に關する證書	三銭
二十四	無盡に關する證書	三銭
二十五	定款又は組合契約書	三銭
二十六	權利の變更に關する證書	三銭
二十七	追認又は承認に關する證書	三銭
二十八	物品切手	三銭
二十九	受取書	三銭
三十	質權、抵當權に關する證書	三銭

課税される證書帳簿三十四種

不動産、鐵道財團、軌道財團、自動車交通事業財團又は船舶の所有權移轉

三十一	前各號以外の證書	五錢
三十二	預金通帳	五錢
三十三	前各號以外の通帳	五錢
三十四	判取帳	五十錢

即ち税法は課税される證書帳簿を三十四種類に類別して、各税額を定めてゐる。以下この類別に従つて、その性質及び課税の範圍限界を説明して行くことにする。

一、不動産、鐵道財團、軌道財團、自動車交通事業財團又は船舶の所有權移轉に關する證書

これは印紙税第一條(前章何に對して課税せらるるか)のところで説明した「財産權の移轉を證明する證書」に當るものである。原ち不動産、鐵道其他の交通事業財團、船舶等の所有權即ち物權の移轉を證する證書である。



物權の移轉の中には物權行為のみならず債權行為も包含する

茲で所有權の移轉と云ふことに付て、少しく法律的に詮索すれば、物權を移轉すると云ふ物權行為のみを指摘するの、或ひは將來に於て所有權を移轉することを約するところの債權契約をも包含せしめるものであるかと云ふ疑問があるが、税法上其の兩者共にこれを證する證書には課税すべきであると解すべきである。この點に關して若干の參考に供する爲め、二三の判例を示せば次の通りである。

(一) 物權の設定及移轉は當事者の意思表示のみに因りて其の效力を生ずることは民法第七十六條の規定する所なるを以て物權の移轉を目的とする意思表示は單に其の意思表示のみに因りて直に物權移轉の效力を生ずることは民法一般の原則とする所なるや明なり、而して特定物を目的とする賣買は特に將來其の物の所有權を移轉すべき約旨を出でざる限りは即時に其の物の所有權を移轉する意思表示に外ならざるを以て前示法條の規定に依り直に所有權移轉の效力を生ずるものとす民法第五百五十五條には賣買は當事者の一方が或財產權を相手方に移轉することを約し云々とあるも其の趣旨は將來に財產權を移轉すべきことを約する場合

のみならず當事者の一方が直に特定物の所有權を相手方に移轉する對價として相手方が之に其の代金を支拂ふべきことを約する場合の如きも廣く之れを包含する法意に出でたるものにして従て賣買の約旨に依りては之に第七十六條の規定の適用を妨げざるものと解するを相當とす若し夫れ直接特定物の所有權を目的とする賣買は或は先づ債權關係を生じて即時に履行せらるゝものと看做べきか或は債權關係と物權關係とを併せ生ずるものと爲すべきか或は専ら債權關係を生ずるも法律の特則規定に依り物權的效力を生ずるものと見るべきか等の問題に至ては學說の分るゝ所なれども斯の如き賣買は第七十六條の規定に依り直に所有權移轉の效力を生ずることは上來説明の如く民法の解釋上疑を容れざる所なり(大正二、一〇、二五、第一民事判決)

(二) 遺贈は遺言を以て受遺者に財産上の利益を與ふる遺言者の意思表示に外ならざれば遺言が表意者の死亡に因りて其の效力を生ずると同時に遺贈の目的たる財産は其の遺贈が包括遺贈なると特定遺贈なるとを問はず民法第七十六條所定の如く物件的效力を生じ直接に受遺者に移轉するものとす(大正五、一一、八、第三民事部判決)

(三) 凡そ物の賣買に於て契約成立前目的物の引渡を完了するが如きは普通取引



の事態に非ず（大正九、六、二八、第二民事部判決）

（四） 物件の移轉は當事者の意思表示に依り其の効方を生ずるを原則とし不動産の賣買に就ては特別の事由ある場合の外賣買契約の成立と同時に其の所有權は買主に移轉するものなるが故に賣買の豫約の場合には相手方が賣買完結の意思表示を爲し賣買の効力發生すると同時に所有權の移轉あるものと認むるを至當とす（大正七、二、二八、第二民事部判決）

（五） 判示證第一號の契約書に就き案ずるに、株式會社長門銀行は賣主、被告等五名は買主にして其の兩者間に於て同登記載の土地建物即判示物件を代金二萬八千七百七十四圓にて賣買すべき事を約し、之に依り株式會社長門銀行は右土地建物を代金二萬八千七百七十四圓にて被告等に賣却すべき債務を負擔すると共に二萬八千七百七十四圓の代金債權を取得し被告等は長門銀行に對し右代金債務を負擔すると共に判示土地建物を買受くべき債權を取得したるものにして其の約旨たるや單に當事者間に債權的效果の發生を目的としたるに止り物權的效果の發生を目的とするものに非ざる事明白なると同時に所論の如く賣買の豫約をなしたるものに非ずと解するを正當と認む、即ち該契約は當事者間に判示物件の所有權移轉を目的としたるものに非ざるは勿論、賣主たる株式會社長門銀行は被告等に對し

普通に所謂不動産の意義

土地の定着物とは

被告等に於て判示土地建物を買受くべき債權を創設し買主たる被告等は長門銀行に對し判示代金債權を創設したるものにして、證第一號の契約書は此の各債權の創設を證明すべき證書なるを以て印紙税法第一條に所謂財産權の創設を證明すべき證書に該當するものと認むるを相當とす、然らば原判決が本件契約證は財産權の創設を目的とするものとし被告等の行爲は印紙税法（第二條）に違反するものと判示したるは正當にして論旨は其の理由なし（大正一五、四、二七、第六刑事部判決）

（イ） 普通の不動産

不動産とは、土地及びその定著物を云ふ——と民法第八十六條に規定してある。普通一般に不動産と稱せられるものである。即ち、土地とは、地上、地下、地面の三つを總稱してゐるのであるから、下は地球の中心に達する迄、上は紺碧の大空に無限に迄——と云ふことになつてゐるが、然し人力の支配し得る限度に於て、又他人の權利を侵害しない限度に於て所有權の目的となつてゐるものである。土地の定著物とは、自然の形狀に従つ



て、一時的でなく土地に附着して、土地と共に効用してゐる物のことであつて、例へば、家屋であるとか、立木、石垣、敷石、土手、門と云つた類である。この外一般普通に所謂不産動と稱せられるもの以外に、特別法に依つて一種の不産動と看做されるものがある。工場財團、鑛業財團、漁業財團である。此等の財團は印紙税法上の不産動うちに包含されてゐるのである。

(ロ) 工場財團

工場財團とは、工場抵當法に依つて工場の所有主が、工場に設備した機械、工作物その他一切の財産を一團として抵當権の目的と爲す爲めに、或る一箇所の工場又は數ヶ所に跨つて設定する財團のことであつて、この工場財團は打つて一丸として一つの不動産と看做されるのである。而してこれは専ら抵當権の目的として、固定資産に對する融通資金の途を講ぜしむる一つの施設であるから、抵當権が消滅すれば、同時に工場財團もなくな

特別法の不動産たる工場財團

特別法の不動産たる鑛業財團

特別法上の不動産たる漁業財團

るのである。(明治三十八年法律第五十四號工場抵當法第八條第十四條)此の意味に於て工場財團は不動産の一つに屬してゐるのである。

(ハ) 鑛業財團

鑛業財團とは鑛業抵當法に依つて鑛業權者が抵當権の目的と爲す爲に鑛業、施業の設備一切を一團として設定する財團のことであつて、工場抵當法の規定が準用せられてゐるものであるから、これ亦不動産の一つと看做される。(明治三十八年法律第五十五號鑛業抵當法第一條、第二條、第三條)

(ニ) 漁業財團

漁業財團とは、漁業財團抵當法に依つて漁業權者又は其の入漁權者、賃借權者又は漁業用船舶所有者或は水産物の養殖場所有者が、抵當権の目的と爲すために其の設備したる工作物等の一切を一團として設定する財團のことである。この財團にも工場抵當法の規定が準用せられてゐるから等しく一つの不動産に屬するものである。(大正十四年法律第九號漁業財團抵當法)



鐵道財團

(ホ) 鐵道財團  
鐵道財團とは鐵道抵當法に依つて地方鐵道株式會社が抵當權の目的と爲すために鐵道建設の設備工作を一團として設定する財團のことであつて、鐵道財團も亦抵當權の消滅に因つて其の存在を失ふ。(明治三十八年法律第五十三號鐵道抵當法)

(ハ) 軌道財團

軌道財團とは軌道の抵當に關する法律に依つて軌道經營者が、抵當權の目的と爲す爲に、軌道建設の設備工作を一團として設定する財團のことである。軌道財團に關しては軌道の抵當に關する法律に別段の規定のない事項は總て鐵道財團の規定が準用せられる。(明治四十二年法律第二十八號)

(ト) 自動車交通事業財團

自動車交通事業財團とは、自動車交通事業法に依つて、自動車交通事業を經營する株式會社が、抵當權の目的と爲すために、自動車運輸交通事業

軌道財團

自動車交通事業財團

船舶とは登記を要する船舶のみを指す

に屬する一切の財産を一團として設定する財團であつて、同法に別段の規定のない事項に付ては鐵道抵當法の規定が準用せられるのである。(昭和六年法律第五十二號自動車交通事業法第十七條、第三十八條)

(チ) 船舶

單に船舶と云ふときは、一切の小舟から大艦艇に至るまで包含せられ、また法律に依つて見ても、商法上の船舶と解すべきや、船舶法上の船舶と解すべきやの疑問があるが、之を要するに、船舶登記規則に依つて、所有權の得喪、變更を登記することの必要なる船舶のみであると解してよろしい。(明治三十二年勅令第二百七十號、船舶登記規則参照)

(リ) 立竹木

立竹木は立木法に依り登記するものと、登記しないものがあるが、何れにしても土地に定著してゐれば不動産であるが、賣買の目的とする場合には、多くは土地と共に賣買せずして、立竹木のみを伐採を條件として賣

立竹木



却するのであるから、普通は不動産としては取扱はない。然し土地と共に處分するときは不動産に外ならない。

以上の不動産其の他の物件の所有権移轉に關する證書に對しては、階級定額税が課せられるが、次章に述べる如く、記載金高十圓未満の證書は課税外に置かれてゐる。(印紙税法第五條第二十五號)

消費貸借に關する證書

二、消費貸借に關する證書

消費貸借に關する證書とは消費貸借契約を證する證書のことであつて、印紙税法第一條の財産権の創設を證明する證書に當つてゐる。

消費貸借とは？

消費貸借と云ふのは法律用語であつて、主として金の貸借のことであると云へば解り易い。然し法律的に云へば金錢の貸借ばかりには限らず、米、鹽、味噌、醬油其の他何でもよろしい、同種類、同じ品等、同じ數量の物を返済すると云ふ約束で物を貸借すれば即ち消費貸借と云ふことになる。



消費貸借とは解り易く云へば受取つた品物を消費してしまつてもよろしいと云ふ貸借であるから、受取つた品物は、其の時から借り主に所有權は移つてゐるのであつて、借り主はこれを使つてしまつた後、期限が來た時、同じ種類の同じ品等のもを同一數量返せばよろしいのである。

消費貸借に關する證書の實例を二三例示すれば次の通りである。

(イ) 金錢借用證書

(ロ) 貸付金通帳又は借入金通帳など、稱す通帳類似のものがあるが

其の取引の總額に付て計算する爲めに使用するものではなくて、各一取引毎に計算するものは、其の通帳と稱するものが、縱令帳簿のやうな外形を具へて居ても、其の實質は普通の貸借證書を一括して綴り込んだのと同様であるから、通帳とは認めないで、一件毎に各別に印紙税を納めなければならぬ。

(ハ) 消費貸借の更改に關する證書は、債務の要素を變更するものであ

貸付金通帳、借入金通帳

契約の更改とは要素を變更することである



登記貸金公正證書

つて、債務金額の變更を證明する證書の如きものは消費貸借に関する證書と謂つて差支ないであらう。

(ニ) 登記貸金に關し公證人が作成する公正證書例へば「……債務金額も圓也右金額を債務者は左の條項により辨済することを約し、債權者これを承認したり云々」等と記載してあるものゝ如きは消費貸借に關する證書である。

保險證券貸付契約書

(ホ) 保險證券貸付金契約書は消費貸借に關する證書である。

證書中には、消費貸借に關する證書なりや否やの疑はしきものもあるので疑問を生ずる點に付、二三説明すれば次の通りである。

(1) 借越契約は消費貸借の豫約であるから消費貸借それ自體ではない。従つて借越契約を證する證書は、茲に謂ふ消費貸借に關する證書ではなく別號に掲げてない其の他の證書(本章三一参照)に該當する。

當座借越契約は消費貸借の豫約である

消費貸借の豫約として一般に廣く行はれてゐるものは、銀行に對する當

當座借越契約とは?

座借越契約である。當座借越契約とは、銀行から其の顧客に對して、請求に應じて一定の限度迄金錢を貸付くべきことを約し、顧客はこれに對して將來借り受けることのあるべき消費貸借に付て根抵當を提供することである。であるから、其の性質は消費貸借の豫約であつて、借主が將來に於て振り出した小切手を貸主が支拂つた時毎に各別箇の消費貸借が成立し、それを返済したときは、その入金のある毎に辨済の効力を發生したものと見るのが相當である。

延期證書

(2) 借用證書の期限に至つて、當事者間の合意で期限の延長を爲すことを約し、延期證書を作成したる場合に於て、其の延期證書は、消費貸借に關する證書ではなく、權利の變更に關する證書(税法第四條第二十六號該當)に當つてゐる。

債權讓渡

(3) 債權讓渡に關する證書は債權者の交替を證する證書であり、權利の移轉に關する證書(税法第四條第二十六號該當)であつて、消費貸借に關



債務免除證書

記載金高十圓未満には課税せず

する證書ではない。

(4) 債務引受に関する證書も亦、債權譲渡に関する證書と同様消費貸借に関する證書ではない。(税法第四條第二十六號該當)

(5) 債務の免除に関する證書は財産權の消滅を證する證書(税法第四條第三十一號該當)であつて、消費貸借に関する證書ではない。

此の場合にも、記載金高十圓未満であれば、課税の範圍外に置かれる。

請負に関する證書

三、請負に関する證書

請負に関する證書とは請負契約の成立を證明する證書であつて、財産權の創設を證明するものに當る。

請負とは、請負人が或る仕事を完成することを約し、その相手方が仕事の完成に對して一定の報酬を與へることを約する契約である。(民法第六百三十二條)

請負の定義

電氣瓦斯供給契約の性質

自給材料にて完成した製作物の供給契約

電氣瓦斯の供給契約は、營業收益税法などでは、製造業に包含せしめてゐるが、印紙税法上の解釋としては、其の本質に基いて請負と解し、電氣瓦斯供給契約書は、請負に関する證書に該當するものとして取扱ふべきである。

又、請負人が自ら材料を供給して完成した製作物の供給契約が請負であるか否は多少疑の存するところであるが、其の契約の内容によつて、契約の當事者の意思が、仕事の完成と、製品の譲渡との何れに重點を置いてゐるかに依つて、判定すべき事實問題である。若し物品の賣買契約書であれば次章に述べる課税せられない證書であり、又賣買と請負との混合契約であれば税法第四條の第三十一號(後に述べる)の各號に掲げない證書として、安い定額税で済むのである。

(註)(一)東京控訴院曰く「電氣の供給契約なるものは電氣事業者が其の需要者に對し一定の光力を送付することを約し需要者が其の光力送付の結果に對し一定の報酬を與ふることを約するに依りて成立する契約なれば請負契約なることは言を俟たず」(明治四二、一〇、二二判決)



請負の追加契約書の記載金高

(二)大阪控訴院曰く「送電契約は一定の光力を送付し其の結果に對して一定の報酬を與ふるものにして之は電氣の賣買と見るべきものにあらずして所謂請負契約なり」(明治四二、一〇、二一判決)

次に請負契約書は、引渡の完了迄に其の請負金高に異動を來し、之を變更することが屢々起るのであるが、そう云ふ場合に其の追加契約書の記載金高と云ふのは當初のものによるべきか、變更後のものによるべきかと云ふに、増減何れの場合にも變更後の金額に依るべきである。例へば五萬圓の請負金額を六萬圓に變更すると云ふ事を記載した證書は六萬圓に依り、五萬圓の請負金額を減額して四萬圓に變更すると云ふことを記載した證書は四萬圓に依るのである。又請負金額の總額に付ては増減がないが、その内譯を變更することを記載したる證書の記載金高は、その總額に依るべきである。

この證書も亦記載金高十圓未滿のものには課税せられない。

運送に関する證書

四、運送に関する證書

これは運送契約の成立を證明する證書であつて、前に述べた財産權の創設を證明する證書に當つてゐる。

運送とは運送人が旅客又は物品を或る地點から他の地點まで運搬すると云ふことを約し、運送依頼人又は荷受人がその運搬に對して運賃を支拂ふことを約する契約であつて、法律上請負契約と性質が同じである。運送のうちにはその目的物即ち荷物が物品であるか旅客であるか、また運送の方法が船であるか車であるか、即ち海上であるか陸上であるかに依つて次の如くに區分される。

先づ目的物の種類に依つて、旅客運送と物品運送とに區分され、更に運搬の方法に依つて、陸上運送と海上運送とに區分され、海上運送には別に備給契約による運送もある。

備給契約は別に掲げる證書である



送状は運送に関する證書の  
範囲外である

次に運送に関する證書と一口に云へば送状も含まれるが、此の場合送状は別に課税しないと云ふ規定があるので、茲に云ふ運送に関する證書に  
含まれない。

「送状」には課税されない

運送状とは商法上所謂「運送状」(商法第三百三十二條)であつて、  
廣く運送状と云ふときには、運送状の外、普通に「インボイス」と稱せら  
れる送状及これに類するものを包含する。運送状とは荷送人が運送人と  
の間に締結した運送契約の内容を荷受人に通知する爲め其の重要な要項  
を之に記載し荷受人を宛名人として之を運送人に渡し、運送人は之を荷受  
人に送付し、荷受人はこれに依つて書状の記載と到達荷物とを對照して、  
其の間違なきや否を確めて荷物を受取ると云ふのが普通に行はれてゐる商  
事取引の實際であるが、其の書状を運送状と謂ふのである。

運送状の様式は法律で定つてゐて、これを要式證券と云ふのであつて、  
運送人の請求に依つて交付するものである。従つて運送契約の成立を證明

送り状には、商店主が其小  
信をして、直送する場合に  
持たせてやる「送り状」等  
もあるから、送り状と運送  
状とは異つてゐる

するものである。

運送状に該當しない送状とは、通常一般に「送り」とか「送状」とか  
云つて使はれてゐる書状を云ふのであつて、運送状に類似してゐる。然し  
運送状と異なるのは、作成人が荷送人であると運送人であると問はないと  
云ふ點である。これは荷送人がその使用人等をして直接に運送せしめる場  
合、受取人に交付する書状の如きも通常「送り状」と稱せられてゐるから  
である。税法改正前の舊法では、運送契約に依る證書として記載金高十圓  
以上の送り状だけに課税してゐたが、現行法では送状は全部課税しない  
ことになつてゐるから問題がない。

然し注意を要することは「送状」と「送状」ではないが運送に関する證  
書に當るものとの限界であつて、果して送状であるか否かは印紙税を  
課せられるか、否かの分れ目である。そこで、送状とは荷送人に運送品  
の狀態運送條項を知らせる爲に作成する證書であつて、詳細は次章の課税



せられない證書帳簿のところで述べる。

運送貨物引換證又は船荷證券でなくて、之と類似の効果を生ずるものは次に述べる別項に掲げない「其の他の證書」として印紙税を納むべきである。尤も運送契約の成立を證明すと認めらるゝものは「運送に關する證書」として印紙税を納むべきものである。

この證書も記載金高十圓未満のものは課税の範圍外である。

(註) 案件證書は荷物送出人か荷物の運搬を會社に托するに當り被告會社使用人より之を受取り之を荷物受取人に送付し受取人は之を荷物着岸停車場に持参すれば會社より其の證書引換に其の荷物を受取ることを得るものなるのみならず送出人受取人の商號若くは記號、運送物品、個數、數量、貨物、價格、貨金並に發着の驛名等記載しあり且會社取扱者の押印等之あるより相參酌して推考すれば案件の證書は運送契約による權利の創設即ち荷物送出人は被告會社に對し證書記載の發驛より着驛に至る迄證書記載の貨金を以て證書記載の價格數量ある貨物を運送し之を受取人に引渡さしむる權利あることの證書なりと認定するを相當なりとす故に本件證書に印紙を貼用せざりし所爲は印紙税法第一條(第二條第一項)に當り同法第十一條により處斷すべきのなりとす。(東京地方

備船契約書

裁判所明治三四、二、二九

五、備船契約書

備船契約書は備船契約の成立を證明する爲に作成するものであつて、財産權の創設を證明する證書に當つてゐる。備船契約とは海上運送に於て船舶の全部又は一部(普通一隻の船舶を全體として行はれる場合が多い)を以て目的とする物品運送契約及旅客運送契約のことであつて、普通の運送契約と異なるところは船主に於て船舶を運送に適する状態にして提供し、備船者の意思のままに運航すると云ふ點にある。但し船舶の貸付と異なるのは船舶の賃貸借の場合に於ては賃借人が船主の代りに船舶を占有し船舶を自己の責任に於て利用するのであるが、備船契約の場合に於ては備船者に於て船舶を代理占有するか自己の責任に於て之を運航するかは觀念がなく、船體保險であるとか乗組員の給料の支拂であるとかは總て船主に於て



支辨すると云ふ差異がある。

備船契約であるか、船舶の賃貸借契約であるかに關しては多くの判例がある。(註参照)

この證書も記載金高十圓未満のものには課税されない。

(註) (一) 大阪控訴院——船舶所有者が船長運轉士機關士火夫——水夫食料及び給料を支拂ふべき場合に於ては船舶の賃貸借契約にあらずして備船契約を爲したるものなりと認定せざるべからず。(明治三九、三、一〇判決)

(二) 大阪控訴院——或船舶に對して其の占有、航海長及船長、海員等の任免は總て船主に屬せしめ自己は單に船主をして一定の期間内専ら自己の貨物運送に従事せしむることを契約したる場合に於ては其の契約は備船契約にして賃貸借に非ず而して以上の如き契約は英國法に於ても備船契約と解釋すべきものとす。(明治四〇、「ネ」第三四九號判決)

(三) 東京控訴院——船舶の賃貸借に於ては船長其の他の海員は通常借主の雇人なるも便宜上貸主の雇入れたる船長をして船舶を操縦せしむるは當事者の隨意なれば船舶の賃借人が賃借人の雇入れたる船長をして其の船舶を操縦せしめたりとするは此の一事を以て其の契約を賃貸借に非ずして備船契約なりと云ふことを得ず。(明治四〇、「ネ」第四一號、明治四一、五、一四判決)

船主が乗組員の給料を支拂ふ場合

船主が船舶を占有し、海員の任免を爲す場合

單に同一船長、海員を引繼ぎ任用するに過ぎない場合

船舶の賃貸借と認むべき場合の事實認定

船舶を誰れが占有するか、誰れが運送の用に供するか

契約の標題に拘はらず、判定すべきこと

(四) 大阪地方裁判所——甲第一號證は船舶賃借契約と題する書面にして其の第一條の賃借人は汽船福陽丸を引渡の當日より滿一箇年間賃借人の利益に供すべきことを約諾する旨其第四條第二項の賃借人は本船引渡の月日より本船の占有と利益とを賃借人に移付し船員は賃借人の指圖に従ふものとすとの各規定と第五條第一項の賃借人は本船に危害を及ぼさざる範圍にて本契約の各條項に遵ひ自由に本船を利用し得るものとすとの各規定を綜合すれば右福陽丸は全部被告の占有に移され被告自ら其の船員を指揮監督して自由に運送に利用し得べき權利を取得せるものにして右契約は所謂船舶の賃貸借契約なりと認むるを相當とす。(大正二、「ワ」第八四六號、大正三、七、九判決)

(五) 東京控訴院——船舶の賃貸借契約とは其の性質類似する所ありと雖も前者は其の船舶を賃借人に引渡し賃借人自ら隨意に之を使用するに反し後者は備船者に於て之を爲すにあらずして船舶所有者之を爲すものなり従て船舶の占有が何人に在るや及び何人が運送の用に供するやは右兩者を區別する重要な標準にして契約書の文字に拘泥して契約の性質を決すべきものにあらず。(大正三、「ネ」第四四三號、大正四、五、二〇判決)

(六) 大阪控訴院——船舶賃貸證書と題して其の契約の條項中には賃借人又は賃借人又は賃借人等の文詞あるも「賃借人は本船の相當附屬品と船員とを備へ完全に航海を爲すに堪ゆることを保證す」との條項あるときは備船契約と認め得るものとす。(大正五、「ネ」第四四三號、大正四、五、二〇判決)



船長が船主の代理人である場合

船舶の運送は誰れがするか

(七) 兩館控訴院——汽船の賃賃借なりや備船契約なりや争ある場合に乗組の船長其の他の船員が總て船主の任命したる者にして且其の給料を船主より支給し居り又契約書は備船契約と題し其の冒頭に船主某と備船者某との間に備船契約を締結すと規定し其の各條下に備船者備船給料等の文詞を使用し居るのみならず契約期間に於ける船長は船主の代理人たる地位を有するものとして規定しあるときは船主は契約期間内に於ても船の占有を相手方に移轉することなく船長を自己の代理人として之を占有せしめ該船舶を相手方との間の運送契約の目的と爲すべき備船契約を締結したるものなりと認めざるを得ず。(大正七、〔ネ〕第九號、大正七、七、二〇判決)

(八) 廣島地方裁判所——甲會社が其の所有汽船の船長、機關長、運轉士を自ら選任し、且乙會社と備船契約なる名義の下に契約したるときは該汽船の占有は船主たる甲會社に屬し、其の船舶に依る運送も亦備船者たる乙會社に於て爲すものに非ずして、船舶所有者に於て之を爲すものとす。(大正一四、〔ワ〕第一三五號、大正一四、八、一〇判決)

委任状

委任状の意義

### 六、委任状

委任状とは委任契約の成立を證明するものであつて、債權即ち財産權の

創設を證明する證書に當つてゐる。

委任とは委任者が法律行為其の他の事務の處辨を委任者に委託し、受託者が之を承諾するに因りて成立する契約である。(民法第六百四十三條第六百五十六條) 委任状と云ふのは委任者が受託者との間に或る法律行為又は其の他の事務の處辨を委託するところの委任契約を爲した場合に於て委任者が受託者をして委託事務の處理上其の相手方なる第三者に對し眞正の代理權授權のあつたことを立證させる爲めに附與する書面を指して云ふ。

而して委任事務の内容は民事たると商事たると將た又選舉權乃至は議決權の行使等と云ふやうな公法關係に屬する特殊の事務であると問はないのである。故に委任状は其の委任事務が如何なる事項であるかに拘らず印紙税を納税しなければならぬものである。但し商會議所議員の選舉に關する委任状に付ては印紙税を納付するを要しないことになつてゐる。(商會議所法第十二條及昭和二年商工省令第十四號第十五條)

商會議所議員選舉に關する委任状には印紙税はいらない



白紙委任状も委任状である

次に委任状の一部を空白とした所謂白紙委任状も亦茲に云ふ委任状である。白紙委任状と云ふのは委任状の記載事項を空白として交はし受任者に於て適當の機會に適當に之れを補充して使用する委任状のことである。故に白紙委任状なるものは委任者に於て受任者又は授權事項を記載することを一任して交付する委任状である。が其の性質が委任者と受任者との間に於ける委任契約の成立を證明するものであると云ふことに變りはない。従つて委任状であることに疑はない。

(註) (一) 白紙委任状を他人に交付する者は其の者をして自己に代り代理權限を之に記入して完全なる委任状と爲し之を行使せしむる意に出づるものと謂ふべきを以て其の委任状の受領者は或る範圍内の權限を有する代理人なりと推定するを相當とす。(大阪地方裁判所判決、明治三四、(ワ)第一二六六號、明治三五、五、一一)

(二) 白紙委任状を交付する者は代理人をして自己に代りて之に委任事項を記入し以て完全なる委任状と爲し代理權を證明せしむる意に出づるものにして不測の危険伴ふべきを以て代理人を信頼するにあらざれば容易に之を交付すべ

きものにあらず從て第三者は白紙委任状を所持する者は本人の信頼せる代理人と看做し其の代理人が之に記入せる代理事項に付ては本人より適法に代理權を授與せるものと推斷して疑はざるは理の當然なるを以て所謂權限ありと信ずべき正當の理由ありたるものと認むるを妥當とす。(東京地方裁判所、大正二、(ワ)三八號大正二、五、二三第一民事部)

(三) 記名株式譲渡の場合に於て讓渡人が名義書換の用に供する爲め代理人氏名の記入なき所謂白紙委任状を株券に添て交付する慣習ある事は本院の認むる所にして此の場合に於ける讓渡人は大概其の委任状が白紙の儘株券と共に他に轉讓せらるゝことを豫期し直接若くは間接の讓受人又は其の讓受人の選定する人に名義書換手續を委任する意思を以て之を交付するものなれば代理人たるべき人及び代理人を選定すべき人の豫め特定せられざること普通なりと雖も一般の場合に付て之を考ふるに委任状が白紙の儘他に轉讓せらるゝことを豫期せざるのみならず固より之を轉讓せしむるの意志なく獨り交付を受くる人に代理人を選定することを得せしむる場合決して尠しとせず殊に消費貸借及び之が保證の契約を締結する場合に於て主債務者又は保證債務者たるべき者が代理人に依り該契約を締結せんとするときは或は當事者間に於ては代理人の氏名を記入せざる委任状を授受することあるも其の儘之を他に轉讓せしむるの意志なく其の受取人をして代理人を選定せしめ委任状を補充せしむる意思を以てすること普通にして其の委任状を白紙の儘にて相手方たる債權者に交付し債權者をして代



委任状であつて印紙の貼用を要しない場合

類似の場合で印紙の貼用を要する場合

理人を選定するを得せしむるが如きは寧ろ異例に屬するが故に株式譲渡の場合に於ける白紙委任状が代理人を選定すべき人を特定せざる趣旨に出づるを普通とすればとて其の場合殊に消費貸借及び保証契約締結の場合に於ける白紙の委任状も亦之と同一趣旨に出づるものと爲す可からざること多言を要せず。  
(大正三、四、六、大審院第二民事部判決)

健康保険に關する書類には印紙税を課しない旨(大正十一年法律第七十號健康保険法第六條)の規定があるので、健康保険金受領の際に用ひる委任状は右の書類に當るものとして印紙の貼用を要しないことになつてゐる。

又郵便爲替に關する書類(郵便爲替法第六條)、郵便貯金に關する書類(郵便貯金法第十七條)には、夫々印紙税を課しない旨の規定があるので、郵便爲替の受取を代人に委任する場合、郵便貯金の拂戻を委任する場合などに爲替の裏面とか、拂戻請求書の裏面に記載する委任状は郵便爲替又は郵便貯金に關する證書と認めて印紙税を課税しない事になつてゐる。

尤も船舶検査證書又は船舶滿載吃水線證書の交付又は書換の管海官廳に申請する際用ひる申請の事務を委託する委任状には印紙の貼用を要す。

約束手形

要式證券である

約束手形の謄本には印紙を要しない

七、約束手形

約束手形は、振出人が其の受取人又は所持人に對し、支拂地に於て記載の金額を單純に支拂ふことを約する旨を記載する手形であつて、振出人は手形の振出に因つて手形金額の支拂義務を負擔するものである。

従つて手形上の支拂請求權と手形債權の創設を證明するものであつて、財産權の創設を證明する證書に當る。

約束手形は法定の要式證券であつて、要式(商法第五百二十五條)に缺けてゐるものはこれを約束手形と云ふことが出来ない。

約束手形の謄本、約束手形の裏書又は裏書に併記したる受取書、約束手形の保證、約束手形の拒絕證書は何れもその事項だけとしては、印紙税の課税外におかれてゐる。

約束手形も記載金高十圓未満のものには課税されない。



爲替手形

八、爲替手形

爲替手形は振出人が支拂人をして一定金額の支拂を爲さしむべきことを記載し、受取人其の他の後者全員に對して手形の引受及支拂のあるべきことを擔保する爲に作成する證書であつて、振出人は爲替手形の振出なる手形行爲に因つて擔保債務の負擔するものであるから債權の創設を證明する證書に當る。

要式證券である

爲替手形は一定の要式の定まつた證券であるから、法定の要式に缺ぐところのあるものは爲替手形ではない。

白地手形とは

爲替手形であれば白地手形もこれに該當するのである。白地手形と云ふのは振出人が手形に記載すべき要件を記載せずして、將來この手形を所持する者をして之を補充させる意思を以て振出す手形のことである。

白地手形の作成時期

白地手形に付て大審院は「手形上の債權を負擔する爲紙面に署名し他人

荷爲替手形

に手形の要件を補充せしむる意思を以て之を交付したるときは署名者の行爲は其の交付の當時既に完成し手形行爲として、有効なるものとす。従つて書面交付の後手形要件補充の時に至るまでの間に於て署名者死亡し又は無能力者と爲る等の事故生ずるも、原則として其の署名の効力に影響を及ぼすことなし(明治四〇、五、三二判決)と判示してゐる。従つて印紙税法上白地手形は何時作成せられたものと見るべきかに付ても、振出人が署名し之を他人に交付した時に作成したものと解すべきである。

又荷爲替手形も茲に云ふ爲替手形に該當する。荷爲替手形と云ふのは、荷主が商品を送付する際銀行を介して、代金の融通を得る方法として使用するものであつて、荷主は積送物品を代表する一切の證書例へば貨物引換證券、船荷證券等の證書を爲替手形に添付して銀行に交付し、その手形を割引の方法によつて換金するのであつて、普通の爲替手形に擔保の付いたものに過ぎないものである。



爲替手形の原本には課税せぬ

爲替手形の原本及複本、爲替手形の裏書、又は裏書に併記した受取書、又は爲替手形の引受及保證、爲替手形の拒絶證書は課税外である。

法律上爲替手形でないものは、爲替手形に類似してゐても、爲替手形と認めないで、普通の契約書として、相当印紙を貼用しなければならぬ。

九、銀行預金證書

銀行預金證書

銀行預金證書とは、銀行が預金者からの預金の受入に對し、これを證明する爲め、預金者に交付するものであつて、銀行預金は、法律契約に相當し、前に述べた財産権の創設を證明する證書に當る。  
銀行預金には、次の如き種類がある。

- (イ) 當座預金
- (ロ) 定期預金
- (ハ) 特別當座預金

小切手を使用する要求拂のもの  
期限あるもの  
小切手を使用しない要求拂のもの

引出の通知彼支拂はるゝもの  
預金手形を發行するもの  
國産金等の公金の預金  
其の他のもの  
預金手形

貯蓄銀行の積金證書には課税せぬ

入金通知書 當座勘定拂込

(ニ) 通知預金  
(ホ) 預金手形預金  
(ヘ) 公金預金  
(ト) 別段預金  
銀行預金證書の中で、預金手形は恰かも約束手形に類似してゐるが、手形法の適用を受ける手形ではなく、名稱は手形でもその實質には銀行預金證書である。預金手形として手形の形式を採つたのは、この證書に流通力を持たせるためであつて、その内には請求拂預金手形と定期預金手形とがある。

貯蓄銀行が發行する積金證書はその性質は預金證書の一種ではあるが、要するに零細なる貯金を對象として發行するものであるので、税法上特に課税しないことになつてゐる。(税法第五條第八號)

併し銀行業者が預金者に對して交付する入金通知書又は當座勘定拂込



報告書は課税する

産業組合又は産業組合聯合會の發する貯金證書

報告書等は、その性質は預金證書か或ひは受取書に相當するものであるから、相當の印紙を貼用しなければならぬ。

一〇、産業組合又は産業組合聯合會の發する貯金證書

これは銀行預金證書と同様に民法の寄託契約に基き其の成立を證する證書であつて、財産權の創設を證明する證書である。

産業組合又は産業組合聯合會の發する貯金證書とは、信用組合又は信用組合聯合會が貯金をした組合員又は信用組合に對して、これを證明する爲めに交付する證書である。

この貯金證書も亦、其の記載金高十圓未満のものには、課税されないことになつてゐる。

産業組合の發行する積金證書は其の貯金通帳が免税となつて居る權衡上印紙税の納付を要しないものと解される。(税法第五條六號参照)

産業組合聯合會、漁業組合聯合會、工業組合聯合會、商業組合聯合會、輸出組合聯合會、貯蓄組合聯合會、労働組合聯合會、農協聯合會、漁業組合聯合會、工業組合聯合會、商業組合聯合會、輸出組合聯合會、貯蓄組合聯合會、労働組合聯合會、農協聯合會、

産業組合の發する出資證券と其の聯合會の發する出資證券とは出資限度が異なる

- 一一、産業組合聯合會、漁業組合、漁業組合聯合會、工業組合、工業組合聯合會、商業組合、商業組合聯合會、輸出組合又は輸出組合聯合會の發する出資證券

此等の組合の發する出資證券は法人格のある組合が其出資者に對し社員權を證明する爲に交付するもので、財産權の創設を證明する證書である。

産業組合聯合會の發する出資證券は、産業組合の發する出資證券と性質に於ては全く同一であるけれども、聯合會の發するものは一口の金額、五百圓を限度としてゐるが、組合の發するものは一口五十圓を超ゆることを得ないことになつてゐる(産業組合法施行規則第二條)ので、此等の點も考慮して産業組合の出資證券に對しては印紙税を課さない。(税法第五條第六號)が然し、産業組合聯合會の發する出資證券には印紙税を課する。

工業組合、工業組合聯合會はもと重要輸出品工業組合聯合會とあつたのが、昭和六年四月工業組合同聯合會に改められ、又商業組合同聯合會は



船荷証券

船荷証券は積荷を代表する流通証券である

昭和七年四月に、漁業組合同聯合會は昭和八年三月に何れも追加された。

一、船荷証券

船荷証券とは、船舶に積み込んだ運送品を利用する場合に、これを代表する証券として荷送人又は備船者等運送依頼者の請求に依つて、船長又は船長に代はる者が作成して交付する証券であつて、誰れにでも轉々流通させることの出来る流通証券である。(商法第六百二十條及同六百二十一條) 法律上指圖証券である。指圖証券と云ふのは、或る指名人又はその指名人が更に指名したものに對して權利を執行してもよろしいと云ふ旨を記載した証券であつて、手形の如き性質のあるものである。従つて特に裏書禁止の文句さへなければ裏書によつて轉々と自由に流通するものである。指圖式の船荷証券は荷受人の記載を何某又はその指圖人とする方式の船荷証券である。船荷証券の効用は、之に依つて運送中にある貨物を讓渡したり、

船荷証券の効用

船荷証券を數通發行した場合に印紙税はその内一通だけに課税される

船荷証券の原本には課税しない

或は之を質入したりして、結局最後の所持人が之と引換へに運送品の引渡を請求するために用ひるものであるから、この船荷証券發行後に於て、運送品の所有權を移轉しやうとするならば、單にこの証券を受授すればよいのである。又運送人はこれと引換へに運送荷物を引渡せばよいのである。故にこの証券は財産權の設定を證明する證書に當つてゐる。尤もこの船荷証券は商法の規定(商法第六百二十條)に依つて數通發行することもあるので、若し數通を發行した場合には、陸揚港に於ては格別、陸揚港以外に於ては其の數通全部を返還しなければ、船長は積荷の引渡を爲すことを得ないと云ふ筋合になつてゐるので、此の數通全部に對して、印紙税を課すべきであるか、或は一通に對して課するだけで足りるかに付て多少疑がある。併し稅務當局の解釋では、此の數通は同一の權利關係を同時に證明するものであるから、と云ふので、その内一通だけに對して課税するに止めてゐる。然し乍ら他の一通に印紙を貼用したと云ふことを證明しなけれ

七、課税せらるゝ證書帳簿



要式證券であるから要式を  
缺けば船荷證券でない

受取式船荷證券も包含す

法律上は船荷證券に當らな  
くてこれと同一の効用をす  
るもの

ば現に所持する證券に印紙を貼用しなければならぬ結果となるであらう。  
又船荷證券の謄本には課税しない。

船荷證券は要式證券に屬し、法定の記載要件を缺いて居つて法律上船荷  
證券と稱し得ないものは假令船荷證券と表示してあつても、茲に云ふ證券  
に當らないものとして取扱ふ。

普通の場合には、船荷證券と云ふものは、積荷を爲したる後に發行すべ  
きものであるが、積荷前に發行しても敢て違法ではないと云ふ判決例があ  
る。(明治三十三年十二月十三日大審院民事判決録七一頁)即ち荷物の船  
積前に發行する所謂「受取式船荷證券」は、荷爲替取組みの必要上、便宜の  
方法として實際に行はれてゐるのであつて、印紙税の取扱上は普通の船  
荷證券と解されてゐるのである。

又船荷證券と同一の効用を爲す證券であつて法律上、船荷證券と認め難  
いと云ふやうな證券は、前に述べた「運送に關する證券」に當れば運送に關

裏書には課税しない

運送貨物引換證

する證券として課税され、又そのどちらにも當らなければ後に述べる「其  
他の證券」(税法第四條第三十一號該當)として課税されるのである。  
次に船荷證券の裏書、又は之に併記した受取文句の記入は課税しないこ  
とになつてゐる。(税法第五條第十六號)

一三、運送貨物引換證

運送貨物引換證は海運の場合の船荷證券と同じく運送に關する權利關係  
を明かにし、又これを以て運送品を利用し、又は運送品を處分するの用に  
供するために、荷送人の請求に依つて、運送人が作成し交付するものであ  
つて、流通證券である。その性質が、運送中の荷物を他に讓渡したり擔保  
に入れたりして、資金の融通を受ける手段として行はれるものであること  
は、船荷證券と全く同様である。即ち運送品に關する一切の權限を此證券  
が代表し、運送品の一切の權利が證券自體に化體してゐるから、前に述べ



解釋上の疑義並に適用範囲は總て船荷證券と同様である

裏書には課税されない

倉庫證券

倉庫證券の種類

た財産権の創設を證明する證書に當つてゐる。

要式に缺けたる貨物引換證であるとか、これと同一の効用を爲すもので、この貨物引換證でないものであるとかは總て船荷證券に付て述べたところと同様である。

裏書又はこれに併記した受取文句の記入に對しては、課税しないことになつてゐる。(税法第五條第十六號)

一四、倉庫證券

倉庫證券とは倉庫營業者が荷主から寄託されたる保管貨物の受領を證明し、同時に寄託契約の成立を證券する爲めに作成して、荷主に交付するものであるから、前述の財産権の創設を證明する證書に當つてゐる。

倉庫證券の種類には次の三つの證券を含んでゐる。(一)預り證券。(二)質入證券。(三)倉荷證券を一括して倉庫證券と云ふのである。要するに

課税の範圍外となるもの

保險證券

保險證券は要式證券なり

此等の證券は保管中の荷物の處分を容易ならしめ、證券一枚の取引で賣買を爲すことが出来、又證券一枚の提供に依つて金融の途を講ずることが出来ること云ふのが、其の効用である。次の事項は課税の範圍外である。(税法第五條第十六號第十九號第二十一號)

- (イ) 質入證券の拒絶證書の作成。
- (ロ) 倉庫證券の裏書、又は之に併記した受取文句の記入。
- (ハ) 農業倉庫證券及聯合農業倉庫證券の作成。

一五、保險證券

保險證券は保險契約の成立を證明するものであつて、前に述べた財産権の創設を證明する證書に當る。

保險證券は要式證券であるから、法定の記載要式を缺いでゐる證券は保險證券ではない。



證明證券であつて有價證券ではない

保險證券の範圍

保險の種類

株券

保險證券の發行者は保險會社である。保險會社が保險契約を締結したと云ふことを證するため契約者に交付するものであつて、有價證券ではない。單なる證明證券である。

保險會社が約款の規定に依つて、契約者に解約返還金の限度に於て貸金を爲すことがあるが、この貸付に關して作成する證書類は保險證券ではない。

保險には損害保險、生命保險等の區別がある。

損害保險には、火災保險、運送保險、海上保險があり、特殊の保險としては、傷害保險がある。又生命保險の一種として徴兵保險、教育保險等があり、特別法の保險には、健康保險（印紙税の課税外）簡易保險（印紙税の課税外）及び家畜保險（印紙税の課税外）がある。

一六、株券

株券とは一般に云ふ「株」のことである。即ち株式會社又は株式合資會社が其の株主に對して、株主權を表彰する爲め交付する有價證券であつて、前に述べた財産權の創設を證明する證書に當つてゐる。

株券の表彰する株主權即ち會社の社員權の内には配當請求權、殘餘財産分配請求權と云ふやうな受益權をも包含してゐるが、その他に表決權であるとか、業務監視權であるとか、株主總會出席權であるとか、總會に於ける役員の選舉權であるとか色々な權利をも含んでゐて、一概に財産權ばかりを表章してゐるものとは云へないが、その内主要なる性質は矢張り配當請求權とか、殘餘財産分配請求權とか云ふやうな財産的請求權であつて、これあるが爲めに株券が時價を有し、有價證券として取引されてゐるのである。従つて財産權の創設と解して差支へない。

株券には無名式のものと同記名式のものがあるが、何れも同様である。記名式株券の譲渡を證する裏書署名は課税の範圍外である。尤も記名株

株券の主要なる性質は配當請求權餘財産請求權などの財産權の表章にあり

株券の譲渡裏書は課税外なり



券を轉々流通させるために、これに白紙委任状を添付して、事實上無記名株式と同様に取引されてゐるが、この場合の白紙委任状には、前に述べた委任状として印紙を貼用しなければならぬ。

茲に述べるのは株券に記したる譲渡の證明文句に對しては、印紙税を課さない（税法第五條第十七號）と云ふことである。

一七、債 券

債券

債券とは会社の發行する社債のことなり

社債の種類

債券とは会社が社債を募集した時に、会社が應募者に債務を證明する爲に交付する有價證券であつて財産權の創設を證明する證書に當つてゐる。社債券は商法の規定（商法第九十九條、第二百七條ノ二、第二百三十六條）に依つて發行するものと、特別法に依つて發行するものがある。商法に依つて發行される普通の社債は、株式會社の社債券と株式合資會社の發行する社債券とがある。この外特別法に依るものは次の通りである。

日本勸業銀行の發行する勸業債券（日本勸業銀行法第三十四條以下）。

日本勸業銀行の發行する貯蓄債券（貯蓄債券法第一條）印紙税を課せず。

日本勸業銀行の發行する復興貯蓄債券（復興貯蓄債券法第一條）印紙税を課せず。

日本興業銀行の發行する興業債券（日本興業銀行法第十二條以下）。

農工銀行の發行する農工債券（農工銀行法第二十六條以下）。

北海道拓殖銀行の發行する北海道拓殖債券（北海道拓殖銀行法第十二條以下）。

産業組合中央金庫の發行する産業債券（産業組合中央金庫法第十七條以下及産業債券令大正十二年勸令第三百五十八號）。

債券に記載した譲渡の證明文句は課税の範圍外である。（税法第五條第十七號）。

債券に記載した譲渡の記入は課税せず



相互保険会社の發する基金證券

基金贖出者の出資を證明するもの

株式申込證

会社の設立の場合及び増資の場合

一八、相互保険会社の發する基金證券

相互保險會社は社員の贖出した基金を資本として經營され、保險に加入するには社員とならなければならない。従つて相互保險の保險契約者は總てその社員である。社員の内に特に基金を贖出したものを基金贖出者と云ふのである。この場合の基金の贖出者に對して、その出資を證明するため交付する證券を基金證券と云ふのである。その性質は普通の株式會社の場合の株券と同様である。従つて財産權の創設を證明する證券である。

一九、株式申込證

株式申込證とは株式會社又は株式合資會社の設立の場合又は増資の場合に、株式引受の目的を以て作成する證券である。即ち株式の募集公告に對し、株主となつて會社の設立に参加し、又は資本の増加に應募しやうと

株式申込證は一度申込むときはこれを任意に取消すことが出來ぬ

株式申込證は二通を作成するが、内一通のみに印紙を貼用する

する者が、會社の發起人又は會社に對して、其の申込を爲す爲めに作成交付する證券である。この株式申込證は普通の場合の契約申込書のやうに單なる誘引ではなく、法律上 申込書には一定の要式があつて、これに依つて株式の申込を爲した者は、後日發起人又は會社がその申込株數に對して割當株數を決定したときには、その株數に應じて拂込を爲さなければならぬ義務を負担し（商法第二百二十七條）若し拂込を怠つた場合には株主となる權利を失ひ、損害賠償の責を負はなければならぬ。従つて株式申込證は財産權の創設を證明する證券に當つてゐる。

株式の申込及引受と云ふことが契約であるか否に付ては、學問上多少疑がないでもないが印紙税に關する限り強ひて詮索するの要はあるまい。株式申込證は商法（第二百二十六條）の規定によつて二通を作成しなければならぬ。此場合その二通共印紙を貼用すべきかの疑がないでもないが、税法の解釋として、取扱上は其内一通だけに印紙を貼用すればよい。



社債申込書

社債申込書は大體に於て株式申込書と其の效用同一である

二〇、社債申込書

社債申込書とは、会社が社債を募集する場合に、申込を爲さしめるに用ひる法定の要式の證書である。(商法第二百三條) 従つて債權即ち財産權の創設を證明する證書である。

社債申込書二通を作成する場合には、其の内一通だけに付て印紙税を納めればよろしいと云ふ取扱になつて居る。

二一、地上權、永小作權又は地役權に關する證書

これは何れも物權の設定に關する證書であつて、財産權の創設を證明する證書に當る。

地上權とは他人の有する土地に於て工作物又は竹木を所有する爲め、其の土地を使用する權利のことである。(民法第二百六十五條)

地上權、永小作權又は地役權に關する證書

地上權とは

永小作權とは

永小作權とは小作料を支拂ひ、他人の所有する土地に於て耕作又は牧畜を爲す權利のことである。(民法第二百七十條)

地役權とは

地役權とは他人の土地を自己の便益に供する權利のことである。(民法第二百八十條)

以上の權利に關する證書であれば其の設定ばかりでなく、その設定後の變更消滅に付て作成した證書にも印紙税が課せられるのである。

二二、使用貸借、賃貸借、雇傭、寄託又は定期金に關する證書

此等の證書は何れも債權契約の成立を證明するものであつて、財産權の創設を證明するものに當る。

使用貸借とは借主が物を無償で使用収益した後に、期限に至つて貸主に返却すると云ふことを約して、貸主から或る物を受取るによつて成立する契約である。(民法第五百九十三條)

使用貸借、賃貸借、雇傭、寄託又は定期金に關する證書

使用貸借とは



貸借とは

貸借と云ふのは、當事者の一方即ち貸主が、相手方即ち借主に對して或る物を使用収益させると云ふことを約し、借主が之に對して、一定の賃料を支拂ふことを約することに依つて成立する契約である。例へば借地契約、借家契約の如きである。(民法第六百一條)

雇傭とは

雇傭契約とは勞務者が使用者に對して勞務に服することを約し、使用者がこれに報酬を給することを約することによつて成立する契約である。(民法第六百二十三條)

寄託とは

寄託とは、當事者の一方が相手方の爲めに物品の保管を爲すことを約して物品を受取ることに依つて成立する契約である。(民法第六百五十七條)

定期金とは

定期金とは、例へば一ヶ月毎とか一ヶ月毎とか、繰り返して定期に給付を爲すことを目的とする契約のことである。(民法第六百八十九條)

信託に関する證書

二二、信託に関する證書

信託とは委託者が財産権の移轉其の他の處分をして、受託者をして一定の目的に従つて財産の管理又は處分を爲させる法律行爲を謂ふのである。信託に関する證書とは信託契約を爲す爲に作成する證書のことである。

無盡に関する證書

二四、無盡に関する證書

無盡とは一定の口數と給付金額とを定めて、一定の時期に掛金を拂込ませしめ、一口毎に抽籤入れなどの方法に依つて、掛金者に對して金錢を給付することを云ふのである。尤も賭博又は富籤に類似するものは、法律上禁止されてゐるので、茲に云ふ無盡ではない。

無盡業者の無盡のみならず單なる無盡も同様印紙税がかかる

茲に云ふ無盡とは無盡業者の營む無盡と一般無盡業者以外の無盡、例へば頼母子講など稱するものとの兩者を總て包含するのである。従つて作成者が營業者であると否とを問はず、無盡契約の規定に従ふものは皆茲に云ふ證書に當るのである。



定款又は組合契約書

定款の法律的性質は區々であるが税法上は債權の創設と解す

(註) 無盡業は、無盡業法に依り主務大臣の免許を受けなければ、これを営むことを得ない。  
無盡業は資本金三萬圓以上にして、拂込金額一萬五千圓以上の株式會社でなければこれを営むことを得ない。(昭和六年四月一日法律四十二號無盡業法)

二五、定款又は組合契約書

定款とは會社の基本となる規定にして、會社設立の際社員又は發起人に於て作成する書面であつて(商法第四十九條第百五條第百二十條第百二十七條民法第三十七條)社員又は發起人の合意に依つて成立するものである。定款が會社其の他の法人の設立契約を證する證書であるか、合同行為に因る文書であるか、單獨行為に因る文書であるかは説の分れるところである。然し何れにしても、法人の設立要件として缺くべからざる證書であり、法人とその法人を構成する社員との間の權利義務の關係を規定する證書であつて、税法上は債權の創設を證する證書として課税するのである。

組合契約書

重要物産同業組合法に依る組合の定款には課税す

權利の變更に関する證書

組合契約書とは二人以上の當事者が出資を爲して共同の事業を営むことを約する書面である。即ち組合契約(民法第六百六十七條)の成立を證明する證書である。

重要物産同業組合法又は右の法律を準用する組合の定款に對しても、茲に云ふ定款として印紙税を課することになつてゐる。

二六、權利の變更に関する證書

權利の變更に関する證書に付ては前述したが、尙これに該當する證書の實例を挙げれば、茲に十萬圓の請負契約があるとして、この金額を變更して十六萬圓とするとか、又は十萬圓を八萬圓に減ずると云ふことを記載した契約書であるとか、或は十萬圓の契約に對し更に五萬圓を追加し又は十萬圓の處二萬圓を減少すると記載した追加契約書などは、何れも權利の變更に関する證書に該當するのである。



追認又は承認に関する證書

(註) 私署證書の債務を確認し、且つ其の辨済方法に関する契約の変更を爲した旨を記載する公正證書の如きは、之を消費貸借に関する證書に該當するものと解するものである。

二七、追認又は承認に関する證書

追認又は承認に関する證書とは前に述べた如く、追認とは自己又は他人の爲した行爲を後日認めて有効ならしめる意思表示であつて、承認とは既に存在してゐる或る行爲又は事實を認めて、法律上の効果を與へる意思表示を云ふのである。

二二三の實例を述べると次の通りである。

組合證券は財産權の承認を證明する證書として印紙税を課せられるが、その讓渡を證明する裏書は課税外である。又これに拂込金額受領の記入を爲すときは、金銭授受を證明すべき證書として其の都度課税される。

組合證券

生命保險會社の發する貸付受取保險條件回復證書

爲替戻勘定決算承認狀、爲替戻勘定回答書

物品切手

物品切手とは商品切手のことなり

記載金高一圓未満のものは課税外であるが記載金高の無税のものには課税される

生命保險會社の發する貸付金受取、保險條件回復證書は、財産權の承認に関する證書として印紙を貼用すべきものである。

取引銀行間に於て爲す交互計算に依る貸借關係の照合を爲す文書、即ち爲替戻勘定決算承認書、爲替戻勘定書、爲替戻勘定回答書等は、相手銀行の自行に對する債權を承認する場合に於ては、これを承認に関する證書と解すべきである。

二八、物品切手

物品切手は或は商品切手とも云ひ、豫め物品の代金を受取り、他日これに相當する物品を其の證券と引換へに交換することを約した一種の有價證券である。通常無記名式のものである。

物品切手はその記載金高一圓未満のものは課税外であるが、記載金高の無いものは課税することになつてゐる。



競馬景品切手

抽籤券は印紙税を要しない

物品切手帳

物品切手の発行と云ふことが、金銭の寄託であるか、物品の賣買の豫約であるか、又は無名契約であるかに付ては議論のあるところであるが、何れにしても他日商品と交換することを約したものであるから、財産権の創設を證明する證書である。

畜産組合聯合會が地方競馬規則に依り發行する景品券は物品切手であつて、これは第三者をして物品と交換させるものであるが、印紙税の納付を要するものである。

尤も金銭の引換のみを目的とするものは、「別項に掲げない其他の證書」として印紙税を納むべきである。

抽籤の方法に依り金銭又は物品を給付することを證する抽籤券又は景品券等は總て印紙の貼用を要しない。

數通の物品切手を編綴し又は連続せしめて發行する物品切手帳の類は、たとへ一冊にまとめてあつても、各通毎に物品切手と認め、各通毎に記載

金高を計算すべきものである。

二九、受取書

受取書は債務の辨済を證明する爲め債權者が作成して債務者に交付するものであつて、財産権の消滅を證明する證書に當る。

受取書として印紙の貼用を要するものは、營業に關するものであつて、而も記載金高十圓以上のものに限られる。(税法第五條第十四號)

受取書に關し、参考となるべき判例其他の實例を示せば、次の通りである。

(一) 印紙税法第四條に所謂受取書とは財産権の創設移轉變更若くは消滅に關し物の領收を證明すべき證書を謂ふものなれば其の受取書中には金銭は勿論物品の受取書をも包含するものと解せざるべからず何となれば二者共に財産権の得喪變更に關する以上一は印紙税の納付を要し他は之れを要せずと云ふが如き差別を爲すべき理由毫も存せざるのみならず若し物品の受取書を包含せざる

受取書

記載金高十圓以上にして且つ營業に關するもの

物品の受取書



ものとせんか同法第五條に於て印紙税の納付を要せざるものとして特に金高の記載なき受取書を指示するの必要存せざるを以てなり。(大審院大正一五、一一、二二三)

(二) 實際上或文書の内容が財産権の消滅を直接若くは間接に證明するの效用を具有する場合に於ても苟くも其の作成者に於て當該事實を證明する目的を以て作成せしものに非ざる限は印紙税法に所謂受取書に非ず從て斯る文書に印紙を貼用せざりしとするも印紙税法違反となるものに非ず。(東京地方裁判所、明治四四、一〇、一〇)

(三) 通帳は通帳取引を爲す場合に後日計算の用に供する爲に作成するものなり、故に通帳に受取證を記入し計算を結了するときは其の實は受取書にして通帳にあらず。(長崎控訴院、明治三六、一一、三〇)

(四) 假令判取帳又は通帳に金銭受取、記入を爲したる場合と雖も苟くも金銭を受取りたる旨の意思を表示したる證書を作成するに於ては印紙税法に所謂受取書を作成したるものなれば同法所定の印紙を貼用せざるべからず。(大審院、大正五、一一、八)

(五) 金銭債權の一部辨済の場合に辨済金額と共に債權殘額を表示して之を一通の文書中に掲載したる事實ありとするも苟くも文書中に一部分の辨済を證明する趣旨を包含せる以上は其の文書の受取書たる性質は缺くる所なきものとす。(大審院、大正一〇、五、二二)

通帳に記入した受取證

一部分辨済の旨を證書に記入するは受取書である

記載金高ある物品受取書

入金通知引合済案内等も更

(六) 金銭の受取書は金高の記載を必要とするのみならず、其の記載は金高の證明を目的とし且つ其の證明能力を必要とすること勿論なりと雖、物品の受取書にありては元來物品を領收することを目的とするものなるが故に必ずしも金高の記載を必要とせず偶々其の記載を爲すも固より金銭領收證明の目的に非ざること論を俟たざるが故に、印紙税法第五條に所謂記載金高とは必ずしも金高の記載を必要とし若くは其の記載が證明の目的に出で且つ證明の能力を必要とする趣旨なりと解するを得ず。物品の受取書は表示の物品に付金高の記載ある以上は其の目的の如何を問はず、記載金高十圓以下なるや否やに從ひ、一は印紙税法第五條に從ひ印紙税の納付を要せざるも他は同第四條により其の納付を要するものと解せざるべからず。蓋し物品の受取書に記載せられたる金高は假令領收書の具に非ずと雖、尙之によりて領收の目的たる物品の價格を證明して物品の品質を明にするの效用あるを以て財産権の創設移轉變更若くは消滅を證明するに付重大なる影響あるのみならず、印紙税法が記載金高の多少によりて納税の要否を定めたる法意に鑑みるときは、記載金高の有無を問はず苟くも領收の目的物にして十圓以上の價格を有する以上は總て印紙税を納付せしむるを以て相當とするも、金高の記載なき物品は僅少の納税者に對し價格の評定煩はしきを思ひ其の眞價の如何を問はず印紙税の納付を要せざるものと爲したる法意を窺知するに難からざるを以てなり。(大審院、大正一五、一一、二二三)

(七) 店員又は代理人が得意先に於て賣掛代金を受領した場合其の旨を先方



に受取書として課税せられる

手形を受取った旨の受取書も課税せらる

戻品仕切書

受取書二通作成のとき

印紙賣下交換の受取書

自由職業の受取書は課税せぬ

の判取帳に記入し或は受取書を交付して歸ることがあるが、そのことを更に店主から得意先に向けて、入金記帳済内とか、照會状とか、受取金高引合済通知などと題した書面を送ることがあるが、これ等の書面に入金高を記載した場合には受取書に該當するのである。

(八) 記載金高幾何の小切手、爲替手形又は約束手形を受領した旨の記載を爲した受取書は、その手形を割引したと否とを問はずその手形金額を記載金高として印紙税を納むべきものである。

(九) 商品の買主が賣主に對し商品を返戻したるときに賣主が其の物品を受領したことを證する受取書即ち戻品仕切書に付ては商品代價十圓以上なるときは印紙税を納めなければならない。

(一〇) 外國商館などで、同一内容の受領證二通を作成させ、内一通を商館に保管し、他の一通を外國の本店に送るやうな事例に付ては、その各一通毎に印紙税を納めなければならない。

(一一) 印紙の賣下、交換等の場合の受領證に何錢の印紙何百枚とある場合等と雖も矢張り受取書として納税しなければならない。此の場の記載金高は、十錢の印紙百枚とあれば十圓として計算するのである。

(一二) 辯護士、辯理士、計理士、醫師、看護婦、産婆、按摩術師等の自由職業者の發する受取書は印紙税法上の營業に關する受取書には當らないのであつて、印紙を貼用しなくてよろしい。

新聞廣告料の受取書

新聞紙發行を目的とする會社に營利會社なり

相互保險會社の豫納金領收書

株式拂込金受領證

煙草鹽の賣渡票

當座預金の入金票

計算通知書

(一三) 新聞經營者が發する廣告料の受取書は其の經營が營利の目的に出でたるものなるとき印紙税を課するけれども、營利の目的でないものには課税しない取扱である。

(一四) 新聞紙法に依る出版業者が、營利を目的とするものなる場合には、之に關して作成したる受取書は營業に關する受取書なれば印紙税を納むべきものである。而して新聞紙の發行を目的として設立した會社の事業は常に營利事業である。(大審院、大正十五、二、一)

(一五) 相互保險會社の發する豫納金領收書は營業に關する受取書であるが取扱上印紙の貼用を要しないことになつてゐる。

(一六) 株式拂込金受領證は直接會社が發するものは營業に關せざるものとし印紙貼用を要しないが、株式の募集及拂込取扱業者例へば取扱銀行の發するものには營業に關するものとして印紙の貼用を要するのである。

(一七) 煙草、鹽の賣渡票は、即納でも延納でも、買受人が現品の領收を證明したならば受取書として印紙を貼用しなければならない。

(一八) 銀行當座預金の入金票の證として入金票なるものを使用することがあるが、一葉毎に宛名を記載して行使すれば受取書と認め各葉に印紙を貼用するを要するし、綴り込んで一冊としたものゝ表紙のみに宛名を記載するものは通帳と認め一冊に付印紙を貼用すべきものである。

(一九) 銀行が擔保品又は保護預り品として保管する有價證券の元利息を取



証券交換に關した配當領收

手附金、證據金の領收

代金取立手形到着報告書

保險證券擔保貸付金利息領收書

保險料金受領報告

引者の預金勘定に入金する際に發する計算通知書は受取書として印紙を貼用しなければならぬ。

(二一〇) 銀行が株式配當支拂の委託を受けて株主に支拂ひたる配當金の領收證を証券交換所に提出し債務の相殺に供した場合に其の株主の作成した領收證の裏面に「表記金額交換領收又は交換所經由領收」等の印章を押捺して交付するものは小切手に準じて非課税とす。

(二一一) 物品又は有價證券の買契約書中に後日手附金又は證據金を受取るべき約款を記載したるものは印紙を貼用するを要しないが、現實に手附金又は證據金を受取つた旨を記載したものは受取書として印紙を貼用しなければならぬ。

(二一二) 手形取立の委託を受けた銀行が委託銀行に對し送付の手形を受領した旨を證する爲め發行する「代金取立手形到着報告書」に對しては印紙税を納むる必要はないが委託者が銀行以外の者なるときには印紙税を納めなければならぬ。

(二一三) 保險證券擔保貸付金利息領收書は營業に關する受取書と認められる。

(二一四) 保險會社の代理店が保險契約者から取立てた保險料等の收入金を所屬保險會社に拂込んだ場合に保險會社が代理店に交付する入金通知書又は保險料金受領報告書なるものは營業に關する受取書と認むべきものである。

新聞紙の發行は營業なりや否や

集金郵便の受取書

當座勘定受入報告書

質權、抵當權に關する證書

(二一五) 新聞紙の發行は其の性質公益事業に屬すと雖、營利の目的を併存する場合に於ては其の業は印紙税法に所謂營業に該當するものとす營業税と印紙税とは各其の性質を異にするが故に新聞紙法に依る出版業が營業税を賦課せられざるの故を以て之を以て印紙税に援用し亦同税に付納稅義務なしと謂ふを得ざるものとす。(大審院、大正一五、九、一一一)

(二一六) 集金郵便委託書に添附する現金受領證には郵便官署に委託のとき印紙の貼用を要す。(行政實例及大審院、昭和四、三、五)

(二一七) 銀行の發する當座勘定受入報告書は銀行對銀行に於て使用する諸勘定表の如く單純なる通知書と其の趣を異にし送金依頼者と受託銀行との間に、(一)送金額の入金ありたること、(二)右報告書以外金錢受渡に關する證書の作成なきこと、(三)被拂込人(受送金者)が指定銀行に持參して金錢受領の具に供し得るものなること等の點より見て受取書として印紙を貼用すべきものである。尙ほ判例も之れを是認してゐる。大審院は「銀行業者が送金の委託を受けたる場合に於て、其の振込人に交付する爲替尻受人副報告書は、爲替尻受人の通知書なると同時に振込金に對する領收書たるの性質たるものなるが故に、印紙税法第四條の受取書に該當するものとす。(大審院、大正一四、五、一一三)」と判示してゐる。

三〇、質權、抵當權に關する證書



質権とは

抵当権とは

特別法に依る抵当権

擔保差入證書及擔保品預證書

質権、抵当権に關する證書は物權の設定を證明する證書であつて、財産權の創設を證明する證書と云ふことになる。

質権は民法第三百四十二條に依るもので、質権者は債權の擔保として債務者又は第三者から受取つた物を占有し、且つ其の物に付て他の債權者に先だつて自己の辨済を受くる權利を有するものである。

抵当権とは債權の擔保として債務者又は第三者から占有を移さずして供した不動産に付て、他の債權者に先づつて辨済を受くる權利である。(民法第三百六十九條) 抵当権は民法に依るものの外特別法に依るものがある。

工場抵当法に依る工場抵当及び工場財團、鑛業抵当法に依る鑛業財團、漁業財團抵当法に依る漁業財團、鐵道抵当法に依る鐵道財團、軌道抵当に關する法律に依る軌道財團、自動車交通事業法に依る自動車交通事業財團等がある。

擔保差入證書及び擔保品預證書は昭和二年の印紙税法改正のときに創

前各號以外の證書

三一、前各號以外の證書

除せられたのであるが、此等の證書を課税外としたのではなくして、茲に謂ふ、質権、抵当権に關する證書中に包含するのである。

前述の第一號から第三十號迄に列記説明して來た各種の證書以外の證書を一括して茲に「別項に掲げなかつた其の他の證書」を規定したのである。この内次章で述べる非課税證書を除くのは勿論である。

即ち印紙税法第一條に掲げてある、財産權の創設、移轉、消滅に關する證書から既に述べた各種の證書及非課税證書を除いたものは、總て茲に云ふ證書に當るのである。

一二三の實例を示せば次の通りである。

當座勘定、契約の借越最高限度を變更することを證する證書は茲に云ふ

「其の他」の證書である。

借越最高限度變更證書

七、課税せらるゝ證書帳簿



保険申込書

火災保険申込書は株式申込書とは異り、單に契約の申込に過ぎない、契約が成立すれば別に保険契約書が発行されるのであるから、これに付ては印紙を貼用しなくてよろしい。

取引員の發する賣買報告書

取引員の發する賣付、買付報告書は委託事務の報告であるから印紙を貼用しなくてよろしい。

區劃整理に因る工作物移轉契約書

區劃整理を施行する際に、官公署と工作物所有者との間に作成する工作物の所在移轉に關する契約書は、茲に云ふ「其他の證書」に當る。

代金取立手形渡済通知書

銀行が代金取立手形の委託を受けた場合に、取立を了した旨を委託者に通知する文書、即ち取立手形渡済通知書は、單に委託事務の執行の通知に外ならないから印紙税を課すべき文書ではない。

景品券

一定の金錢を給付することを證する景品券は、茲に云ふ證書に當る。

預金通帳

三三、預金通帳

産業組合貯蓄銀行等の發する預金通帳には課税せぬ

當座預金通帳又は當座勘定出入控帳

これは預金者と銀行其他の預金受入者との間に於て、預金に關する權利關係を證明する帳簿であつて、預け入れの記入は寄託契約の成立を證明し、拂出の記入はその消滅を證明し、又利子の記入は利息債權成立の證明に當り、財産權の創設又は消滅を證明する帳簿であると云ふことになる。産業組合の發する貯金通帳であるとか、貯蓄銀行が貯金又は積金に對して發する貯金通帳又は積金通帳には印紙税を課税しない。(税法第五條第八號及第九號)

通帳

三三、通帳

茲に通帳と云ふのは、預金通帳以外は一切の通帳を指すのである。従つ



通帳には税法上課税外としたものがない

て財産権の創設、移轉、變更又は消滅に關する一切の事項の證明に關して作成せられる通帳を總稱することになる。

通帳には税法上課税の範圍外としたものがないから、營業に關するものでも營業に關しないものでも總て包含するのである。

(註) 印紙税法は營業に關せざる通帳に付印紙税を免除する事の除外例を設くる事なし通帳は繼續若は連續する財産權上の取引を爲す當事者の一方より相手方に對し其の取引關係を證明する爲め作成する帳簿類なれども其の取引は商業又は營業たることを要せず、通帳は必ずしも受取の證明のみを目的とするものに限らざれば印紙税法第四條に所謂通帳は營業に關する受取書を帳簿と爲したるものゝみを指稱するものに非ず。(大審院、大正三、一一、一七)

借入金通帳

電氣瓦斯の消費量計算表

税法に通帳と云ふのは、當事者の間に連續して取引を爲す場合に於て、豫め帳簿を交付して置いて取引の都度これに記入して後日の證とするものを指すのであるから、借入金通帳の如きものも茲に云ふ通帳である。電氣瓦斯等の消費量を檢査するため計量帳を備付けた場合に、これを

消費者に交付して、檢針の都度これに記入し、使用量を證明する場合は通帳であつて印紙を貼用しなければならぬが、其の計量表を營業者に於て便宜檢針器に備付け、營業者自身の計量計算の用に供するものは印紙税を納むるの必要はない。

三四、判取帳

判取帳

判取帳は財産權の移轉を證明する帳簿である。

判取帳は其の作成者が他人に金錢を支拂ひ又は物品を引渡した場合に、其の支拂ひ又は引渡を證明するために其の受領者に其の旨を記載させて署名捺印させるものである。

判取帳と通帳とは相似てゐるが、判取帳は作成者と不特定の多數人との間に用ひられ、通帳は作成者と特定した人との間に於てのみ用ひられると云ふ點に於て異つてゐる。

判取帳と通帳



買物帳

買物帳が判取帳に當るや否やは疑問であるが買物帳とは雇人等に品物を購入させる際に之を監する方法として、物品を賣つた者がこの買物帳に渡した品物の品名數量代價を記入して署名捺印するものであるから、それが代金の受領を證明するものなれば判取帳と解すべきであつて、單に品名數量のみを表示するもので、代金を即時に支拂ふものでなければ判取帳とは認めない。

給與金の受領帳

會社 工場等の會計係に於て、多數の使用人に對して給與する給料、賞與又は手當などを各人に受領せしめ其の受領印を押捺させる爲めに、連續的に使用する給與金受領帳は判取帳の一種と認められるが、これは要するに別に非課税證書となつてゐる、諸給與金の受取書を一聯として會社内に限つて使用してゐるものであるから、非課税と認めるのが穩當であると考へる。

八、課税せられない證書帳簿

課税の範圍

租税政策上特に非課税としたるもの  
印紙税法上の非課税物件と  
特別法上の非課税物件

印紙税法第五條の非課税證書帳簿

印紙税の課せられる證書帳簿は財産權の創設、移轉、變更、消滅を證明すべき證書、帳簿及財産權に關する追認若くは承認を證明する證書であつて、これに該當しない證書帳簿は總て課税を受けないことは云ふまでもないが、此等の證書帳簿に該當するものうち、租税政策上特に課税外に置かれてゐるものがある。それは印紙税法第五條に掲げてある證書帳簿と印紙税法以外の特別法の規定に依る非課税證書帳簿とである。以下大體の説明を加へることにする。

一、印紙税法の非課税證書帳簿

印紙税法第五條に依れば非課税證書帳簿二十五種が掲げてある。

八、課税せられない證書帳簿



即ち左に掲げる證書、帳簿に關しては印紙税を納むることを要しない。(税法第五條)

- 一 官廳又は公署より發する證書、帳簿
- 二 官廳又は公署に職を奉ずる者の職務上發する證書、帳簿
- 三 國庫金の取扱に關し發する證書
- 四 慈善又は公共事業の爲にする寄附に關し官廳若は公署に提出する證書(大正十二年法律第十二號改正)
- 五 小切手
- 六 産業組合の發する出資證券若は貯金通帳又は住宅組合の發する出資證券(大正十二年法律第十二號追加)(昭和二年法律第七號改正)
- 七 記載金高十圓未満の約束手形及爲替手形(大正十二年法律第十二號改正)
- 八 貯金通帳、積金通帳又は積金證書(貯蓄銀行法第一條の貯蓄又は積金に付發するものに限る)(同上追加)(昭和二年法律第七號改正)
- 九 産業組合又は産業組合聯合會の發する貯金證書にして其の記載金高十圓未満のもの(同上追加)
- 十 記載金高一圓未満の物品切手(明治四十三年法律第十四號追加)

- 十一 賣買仕切書(明治四十四年法律第四十一號改正)(大正十二年法律第十二號改正)(昭和二年法律第七號改正)
- 十二 物品又は有價證券の賣買契約證書(大正十二年法律第十二號追加)(昭和二年法律第七號改正)
- 十三 送狀(明治四十四年法律第四十一號改正)(大正十二年法律第十二號改正)(昭和二年法律第七號改正)
- 十四 記載金高十圓未満若は金高記載なき又は營業に關せざる受取書(明治四十四年法律第四十一號改正)(大正十二年法律第十二號改正)
- 十五 主たる債務の證書に併記したる擔保契約書(大正十二年法律第十二號改正)
- 十六 手形及證券の裏書又は之に併記したる受取書(同上)
- 十七 株券又は債券に記載したる譲渡の證明書(同上)
- 十八 手形の引受及保證(同上)
- 十九 手形又は證券の拒絶證書(同上)
- 二十 手形又は證券の複本及謄本(同上)
- 二十一 農業者倉庫證券又は聯合農業者倉庫證券(昭和二年法律第七號追加)
- 二十二 買札又は買物通帳(買屋營業者の發するものに限る)(同上)



- 二十三 勤務通帳(同上)
- 二十四 乗車券、乗船券又は各種入場券(同上)
- 二十五 第四條第一號乃至第五號及第三十一號の證書にして記載金高十圓未満のもの(同上)

以下順次説明を加へる。

一、官廳又は公署より發する證書、帳簿  
これは官廳又は公署を納税義務者としないと云ふ通念に従つたものである。

官廳とは官制上國を代表して國の事務を執行する官吏である。公署とは地方公共團體を代表して、地方公共團體の事務を執行する官吏又は公吏のことである。

官廳又は公署と共同して作成する證書に付ては、私人に於てのみ印紙税の納税を爲すべきである。

官廳又は公署より發する證書帳簿

官廳又は公署と共同して作成する場合

官民連署二通作成の場合

水利組合

農會商業會議所

郵便官署に委託した集金郵便

官民連署にて二通の證書を作成する場合には、官廳に止めおく分についてののみ私人に於て印紙を貼用するのであつて、私人の領置する分に付ては官廳に於て作成したるものと認め印紙貼用に及ばないのである。

水利組合の事件に關し市町村長から發する證書には印紙の貼用を要しない。(法律第五條第一號及第二號) 併し農會又は商業會議所は印紙税法の公署に該當しない。従つて其の發する證書等には印紙の貼用を要する。

郵便官署に委託した集金郵便に付て、郵便官署が委託者より提出したる受領書に郵便日附印を押捺して支拂人に交付する場合に於ても、これを官署の發したる受領證と云ふことを得ないのである。従つて委託の際委託者に於て豫め印紙を貼用すべきである。

(參照)

府縣若は町村有不動産を賣却する場合には知事又は市町村長が其の地方團體を代表して賣渡證書を作成するものにして其の證書は印紙税法第五條第一號に所謂



府縣町村有不動産の買却に際し作成する賣渡證書に付て法曹會決議

公署より發する證書に該當し印紙税を納むることを要せざるものと認むべきものとす之に反對する者は府縣及町村は法人にして其の不動産は官公署の不動産に非ざとの理由を以て反對するに似たり然れども正當ならず何となれば官廳又は公署は素と國家又は公共團體の機關にして自ら財産權の主體たることを得ざるは明白にして同條第一號の規定は官廳又は公署が不動産の主體として證書帳簿を發することを條件とするものに非ざればなり又或は反對者は公法人も財産權の主體としては私法に律せらるべしとの理由を以て公法人の不動産を賣却する證書の如きは前掲の規定に包含せずとの結論を採用するが如しと雖も正當ならず何となれば凡そ財産權の主體たる關係に於ては獨り府縣及町村のみならず國家も亦私法に律せらるべきことは異論なき所なりと雖官廳又は公署は私法上の關係に於て國庫（財産權の主體としての國家）又は町村を代表するも亦官廳又は公署たる資格を變ずることなきのみならず同條第一號及第二號の規定が官廳若しくは公署又は官公吏が財産權に關して發する證書帳簿に着眼せるものなることは同法第一條との關係上より觀察するも疑を容れざる所なり。（法曹會決議大正三、七、四）

官廳又は公署奉職者の職務上發する證書帳簿

二、官廳又は公署に職を奉ずる者の職務上發する證書帳簿  
此等の證書帳簿を非課税とした理由は前述の官廳、公署より發する

證書帳簿に付て述べた通りである。

非課税とされる條件は、官廳又は公署に職を奉ずる者が作成して發行するものであること、職務上發行するものであることである。

官廳又は公署に職を奉ずる者とは官廳又は公署と云ふ代表機關の補助機關としての職務を有する官吏又は公吏等である。此等の官公吏の作成した證書帳簿が果して其の職務上發行するものであるかどうかは箇々の事項に付事實を認定して判断すべきものである。

官廳又は公署の奉職者が其の職務上私人と共同して作成する證書の印紙税納税は、私人に於てのみ負擔すべきものである。

國庫金の取扱に關し發する證書

三、國庫金の取扱に關し發する證書

これは日本銀行又はその支店若しくは代理店が、國庫金の出納に關して發行する證書のことである。

國庫金は會計法の定むる所に從つて、日本銀行が出納の事務を取扱ふの



である。この日本銀行が受入れた國庫金は政府預金となるのである。尙ほ會計法規に従つて日本銀行が取扱ふ國庫金とは、單に政府の所有に歸する金銭だけではなくして、一般の出納金で政府の取扱に係るものは總て包含するものと解すべきである。

(註) 日本銀行國庫金取扱規程(大正一一、大藏省令一〇)

第一條 日本銀行は本令の定むる所に依り國庫金の出納並に政府預金に關する事務を取扱ふべし

第四條 日本銀行は左の區分に依り國庫金の出納を取扱ふべし

- 一、歳入金
- 二、歳出金
- 三、預託金
- 四、預金部預金
- 五、其の他の國庫金

四、慈善又は公共事業の爲にする寄附に關し官廳若は公署に提出する證書

慈善又は公共事業の爲にする寄附に關し官廳公署に提出する證書

これは慈善の爲にする寄附であるとか公共事業の爲にする寄附と云ふやうな社會的徳心の發露に出たものに對しては、これに關して發行する證書に對し印紙税を免除して其の徳義心に酬ひるがためである。而して之は官廳公署に提出するものに限られて居る。従つて官公署以外の私人に提出交付する證書であれば、勿論印紙貼用の義務がある。

小切手

五、小切手

小切手はその仕組みは爲替手形と同様であつて、振出人が第三者をして支拂を爲さしむることを記載した手形であつて、手形法の支配を受けるものである。然るに爲替手形及約束手形に對しては印紙税を課するのに小切手に對しては印紙税を課せない理由はどう云ふ譯であるか、と云ふに、爲替手形は信用利用の用具に供せらるゝものであるが、小切手は單に支拂の用具に供せらるゝものに外ならぬのであつて、小切手は畢竟自ら金銭の出納を爲すことを避けて、銀行其他其の道の専門家をして取扱はしめる



産業組合の發する出資證券  
若し貯金通帳又は住宅組合  
の發する出資證券

がために用ひられるものであつて、金銭出納事務の煩累を避け旁々計算の正確を期し又盜難等に對する金銭保管の危険と費用とを省くためであつて其の性質は經濟取引上重要であり、廣く利用せられてゐるものであるから經濟取引を阻害しないやうにと云ふ點と、其の作成通數非常に多數に上り負擔に堪えずと云ふ苦情も多く、遂に免税としたのである。

六、産業組合の發する出資證券 若し貯金通帳又は住宅組合の發する出資證券

産業組合及住宅組合は社會政策上、之を大に保護助長するの必要があるので、此等の帳簿を非課税としたのである。

産業組合聯合會の發する出資證券には印紙税を課するに拘らず、産業組合の發する出資證券に課税しないのは、聯合會の出資證券は出資金額が多いが、これは其の金額が零細であるのを通例とするからである。

産業組合及其の聯合會の發する貯金證書に對しては、印紙税を課するに

拘らず、等しく産業組合又は其の聯合會の發する通帳に課税しないのは、前者に比し零細なる金額の貯金であるからである。

住宅組合の發する出資證券とは組合員に住宅を供給するを目的とする住宅組合が、其の組合員に對し其の出資を證明する爲に交付する證券である。

七、記載金高十圓未満の約束手形及爲替手形  
これは手形金額の少額なる約束手形及爲替手形を非課税とする趣旨を以て、其の限界を十圓としたのである。

八、貯金通帳、積金通帳又は積金證書（貯蓄銀行法第一條の貯金又は積金に付發するものに限る）

九、産業組合又は産業組合聯合會の發する貯金證書にして、其の記載金高十圓未満のもの

此等も亦金額少額なる貯金證書と云ふ點に鑑みて、非課税とする趣旨である。

記載金高十圓未満の約束手  
形及爲替手形

貯金通帳等

産業組合等の發する貯金證  
書で十圓未満のもの



一圓未満の物品切手

一〇、記載金高一圓未満の物品切手  
記載金高一圓未満の物品切手は、少額なるものとして非課税とする趣旨である。

他の證書に對する記載金高の限界は大低十圓以上と十圓未満とに置いてゐるに拘らず、物品切手に付ては一圓を限界とした理由は何故であるかと云ふに、物品切手なるものは大低の場合少額なものが多く或は五圓券或は一圓券等のものが多く流通してゐるので、十圓未満を非課税とするに於ては殆ど課税の目的を達し得ないからである。又金高記載なき物品切手を非課税としないのは物品切手の性質に鑑みて、矢張りこれを免税するときは徴税上色々不都合を生ずる虞れがあるからである。

賣買仕切書

一一、賣買仕切書

賣買仕切書に對しては、昭和二年三月の印紙税法改正以前は記載金高十圓以上にして營業者に對し發するものに限つて課税したのであつたが、其

賣買仕切書の意義

の範圍や記載金高の計算等に關して色々官民相互間の紛争を惹起することが多く、一面之に課税することは商取引の敏速を害すると云ふ弊害もあつて、印紙税法中之程苦情と問題の多かつたものはない位であつた。それだ思ひ切つてその全部を擧げて非課税したと云ふ沿革を持つものである。

賣買仕切書に關する色々解釋は今も昔も變らないのである。

賣買仕切書とは問屋其他に於て貨物の賣捌を委託せられた時、賣主に向つて其の賣値段を證明報告し、又貨物の買付を委託せられた時買主に向つて其の買入値段を證明報告するものである。然れとも直接賣買の場合に在つても賣買契約成立後其の代價を證明する爲に作成するものは、商業上「仕切」と稱せられ、税法上も仕切書として取扱はれて居る。

又賣買仕切書とは、或る標準價を以て商品の賣買を爲した場合に、其の確定價格を表示して精算證明すべき書面をも指稱するのである。

従つて確定し得べき價格を以て一應取引を了して置いて、後日其價格と



か数量とかを決定して賣買を確定する爲に發送する文書は、税法上の賣買仕切書であつて、口頭文書等に依つて賣買が既に確定し後日其の價格だけを通知し同時に代價を請求する爲め發送する文書は、單なる價格通知書又は代價請求書であつて、印紙貼用を要しない。

賣買仕切書に関する法曹會決議

(参照) 賣買仕切書とは代價の標準を定めて爲したる商品の賣買に付き當事者の一方より相手方に對し其の確定價格を表示して決算を證明する書面を謂ふものにして即ち印紙税法第一條に所謂財産權に關する承認を證明すべき證書に該當す斯如賣買仕切書は標準代價に依る賣買に關して決算を證明する書面なるを以て賣買當時より代價の確定せるものに關して當事者の發する計算書は仕切書に非ず又賣買仕切書は標準代價に依る賣買に付き財産權に關し殊に價格に關する承認を證明するものなるを以て確定代價を表示し決算を證明する爲め當事者の一方より第三者に對して發する計算書は賣買仕切書に非ず、而して賣買仕切書には一定の形式を必要とせざるを以て實買に於て仕切たる書面は其の表題の如何に拘らず之を仕切書と認むべきものとす。(法曹會決議大正元年十月十九日)

賣買仕切書の意義

(註) (一) 印紙税法第四條の所謂賣買仕切書とは目的物の代價を一定の時及處に於ける相場によるべきことを約して賣買を爲し又は賣買の委託を爲したる場

明治七年布告第八十一號印紙税規則の定むる賣買仕切書の解釋は今も昔も變らず

合に其の取引の結了したる時に於て之に關する決算を表示する爲め相手方に對して交付する證書を謂ふ。(東京控訴院、明治三六、八、二四)

(二) 印紙税法第四條の所謂賣買仕切書とは目的物の代價を一定の時及處に於ける相場によるべきことを約して賣買を爲し又は賣買の委託を爲したる場合に其の取引の結了したる時に於て之に關する決算を表示する爲め相手方に對して交付する證書を謂ふ。(東京控訴院、明治三六、八、二四)

(三) 明治十二年八月布告第三十一號は明治七年七月第八十一號布告證券印紙税規則諸品賣買仕切書(同年十二月第百三十六號布告追加)の次に但書を以て追加したる賣買仕切書の意義を明示したり然し而して其の後同規則は廢せられたるも賣買仕切書の意義を變更したりと認むべき事蹟毫も存せざるを以て印紙税法に所謂賣買仕切書の意義も亦前示明治十二年八月布告第三十一號に規定したると同様に解釋すべきものとす。(名古屋區裁判所、明治四一、一一)

(參照) 明治十二年八月布告第三十一號證券印紙規則

買仕切とは荷主より輸送し又は輸送せむとする物品を問屋仲買又は其の他に於て仕切り其の價格等を荷主へ證明報告する書類を云ひ賣仕切とは荷主より他に物品を販賣又は輸送するに於て其の物品賣却の格價を荷主に向て證明報告する書類を云ふ。

(四) 賣買仕切書とは荷主より荷受主に對し賣買價格又は輸送物件賣却せらるべき價格を證明報告するものにして其の註文が指値なると時價なると價格が

註文が指値なると時價なると協定價格なるとを問はず



賣買仕切書の語義

賣買仕切書とは日常慣用したる語を採用したるものなり

其の形式の如何を問はず

豫め協定せらるゝと否と賣買結了後の決算報告なると否とを問ふを要せず。

(大阪地方裁判所、明治四一、一一一)

(五) 印紙税法に所謂賣買仕切書とは如何なる證書を指稱するや同法第四條には單に賣買仕切書とあるのみにして同法中之が意義を直接に説示したるものとなし然れども賣買仕切書は同法第一條に依り財産權の移轉消滅又は追認若は承認を證明すべき證書の一種なること明かにして賣買取引に關する證書なることは賣買仕切書なる語に徴して一點の疑なく同法第五條の明文に徴し同證書は必ず金高即ち價格の表示を要するものにあらざること明白なり且つ同法が普通に慣用する賣買成立を證明する賣買證書なる文字を避けて特に賣買仕切書なる語を明記したるより察するときは其の意義を同一にせざることを推知するに難からず而して仕切なる語は普通締切り即ち結了することを指稱するものなれば同法に所謂賣買仕切書とは日常商人間に慣用する賣買仕切書なる語を其の儘採用しあるものにして少くとも賣買を結了し其の決算を表示する證書にあらざれば之を賣買仕切書なりと云ふを得ずと解するを妥當とす。(大阪控訴院、明治四二、三、二〇)

(六) 印紙税法に所謂仕切書とは賣買の結了後之に關する決算を證明する證書なりと解釋すべく而して仕切書は要式證書にあらざるが故に前記の實效を收め得べきものなる以上は其の形式の如何に拘らず之を仕切書として取扱はざるべからず故に賣買取引に關する決算を證明する爲に作成したるものは賣買仕切書に該當す。(京都地方裁判所、明治四二、五、三二) 同趣旨(大阪控訴院、明治四二、一〇、三〇)

割引歩合確定通知亦然り

賣買當時より既に確定せる代價を基本として品目數量を記載せる文書は仕切書に非ず

商品代價の外諸掛費をも包括して計算を遂ぐるものなること

書に該當す。(京都地方裁判所、明治四二、五、三二) 同趣旨(大阪控訴院、明治四二、一〇、三〇)

(七) 仕切書とは確定し得べき代價を以て賣買又は委託販賣を完成したる場合に於て其の代價の數額を賣主又は買主の指定に一任し或は時の相場に準據して確定(仕切)し又は相場の變動なき商品の取引にありても其の價格より多少の割引を爲し其の割引の歩合を賣主の指定に一定して賣買したる場合に於て賣主が其の歩合を確定(仕切)し其の確定代價による決算を表示して相手方に通知する文書を指稱す。(東京地方裁判所、明治四四、一)

(八) 印紙税法に所謂賣買仕切書とは代價の標準を定めて爲したる商品の賣買に付き其の確定代價を表示して決算を證明する書面を謂ふものとす故に賣買當時より商品の代價は既に確定せる代價を基本として決算を表明する爲め商品の品目斤量單價等を記載せし文書なるときは之を以て所謂賣買仕切書と謂ふを得ず。(大審院、大正三、四、三)

(九) 賣買に附隨せる費用の存せざる場合に在りては單に確定代價を表示するに止まる書面と雖も之に依りて決算を證明するものたる以上は仕切書に該當すべしと雖も賣買に附隨せる費用の存する場合に在りては商品自體の確定代價のみならず是等の費用をも包括して計算を遂げ賣買に關する一切の計算を證明する文書を以て印紙税法に所謂仕切書なりと解すべきものとす。(大審院、大正六、四、七)



費用決算は委託販賣と單託販賣とに依り異らず

當初より確定代價なるときは費用と合せて確定するも仕切書とならず

先物賣買

仕切書なりや否の事實認定

(一〇) 印紙税法に所謂賣買仕切書は代價の標準を定めたる商品の賣買に付き附隨の費用なきときは確定代價のみを表示し附隨費用あるときは確定代價の外に該費用をも共に表示して賣買に關する一切の決算を證明する文書を言ふものなることは當院の判例に照らし明白にして委託販賣なると單純なる賣買なるとに依り區別するの理あるべからず。(大審院、大正七、六、八)

(一一) 賣買仕切書の判定上所謂確定代價とは賣買の當初より確定せる代價の謂に非ず代價の標準を定めて爲したる商品の賣買に付き後日決算を表明する場合に於て標準價格によりて確定せる代價を指すものに外ならず故に賣買代價にして當初より確定せる場合に於ては其の附屬費用が賣買當初より確定せず後日に至り確定したりとするも之を當初より確定せる代價と共に包括的計算を遂げ以て右賣買に關する一切の決算を表明する文書を作成するも其の文書は賣買仕切書と謂ふを得ざるものとす。(大審院、大正九、一〇、八)

(一二) 先物賣買の契約を證明する證書は印紙税法の證書にして第四條の賣買仕切書に該當せず。(大審院、大正二二、七、二二)

(一三) 印紙税法に所謂賣買仕切書とは代價の標準を定めて爲したる商品の賣買に付其の確定代價を表示して決算を證明する書面を云ふものなることは夙に當院判例の示す所なり而して原判決の確定せる事實に依れば係争の書面は被告が其の得意先より代金十圓以上の糸類の注文を受けて之を販賣し其の都度賣買を結了し該商品を送付するに當り後日決算の際證明の用に供すべき目的を以

先物賣買契約の證明書は仕切書に非ず

物品又は有價證券の賣買契約書

て作成交付したるものにして商品の種目、數量、單價等を記載したるものなりと云ふに在れば標準價格に依り商品の賣買を爲し其の取引結了後之が確定代價を表示して決算を證明したものに非ず然るに原審が之を賣買仕切書なりと認め印紙税法違反に問擬したるは法律の解釋を誤りたるものにして原判決は破毀を免れず。(大審院、大正一五、四、七)

(一四) 物品の先物賣買契約を締結し之を證明するが爲め作成する賣買仕切書にあらずして大正十二年法律第十二號に依る改正以前の印紙税法第二條に従ひ印紙税を納むべき證書なりとす、而して改正印紙税法第四條に依れば前段證書の如く物品の賣買に關する契約書に付ては其の金額の多寡に不拘三錢印紙を貼用するを以て足り何等犯罪を構成せざるも右改正法律の附則には「本法施行前作成した證書又は帳簿の印紙税に關しては仍ほ従前の例に依る」と規定しありて法律施行の日たる大正十二年四月一日以前に發行したる證書等に付ては發行當時の税法に則り印紙を貼用するを要し之に違反したるときは亦發行當時の罰則に照し處分すべきものなり。(大審院、大正二二、七、二二)

一二、物品又は有價證券の賣買契約書

これは物品又は有價證券の賣買契約證書を非課税とするのであつて、これ等の證書は昭和二年税法が改正される以前に於ては、課税すべき證書と



して其の記載金高十圓以上のものには印紙を貼用させてゐたのであるが、商取引の圓滑を害するやうな虞れもあると云ふ見地から、非課税證書に編入されるに至つたのである。

何が物品であるかは社會通念に依り判断すべきであつて、何が有價證券であるかは財産權を代表する證券であつて所謂權利の化體された證券を謂ふものと觀念すべきである。

受取文句あるものは受取書となる

物品又は有價證券の賣買契約書であつて、後日手附金とか證據金とかを受取ると云ふことを記載したものは印紙を貼用しなくともよろしいが、現貨に手附金とか證據金とかを受取つたと云ふことを記載したものに付ては受取書として印紙を貼用しなければならぬ。

賣買契約の當事者雙方運署した契約書はもとより賣買當事者一方だけで作成する賣渡書、買受書等の類であるとか賣買契約の内容の變更を證明する證書等も等しく賣買契約書である。

納品契約書

陸海軍または其の他の官衙と納品者との間で作成する納品契約書は場合

綿糸砂糖の契約書

に依つては請負契約書と解せられる場合と賣買契約書と解する場合がある。又物品の賣買契約書のうちには綿糸、砂糖等のやうな特殊の商品の賣買契約書も包含される。

(註) (一) 原判決の判示事實並に其の證據證明に徴すれば判示通知書と題する文書は種類、品目、數量及代金等賣買の内容たる事項の記載あるものにして、單純なる事實通知に関する文書に非ず其の性質註文品送附の通知を兼ねたる賣買に依る所有權移轉を證明すべき文書に屬し、印紙税法第四條第二十九號に所謂「物品又は有價證券の賣買に関する證書」に該當すること疑を容れざるを以て右證書の作成者たる被告が相當印紙税を納付せずして該證書を註文書に郵送交付したる事實を認め印紙税法第十一條を適用して被告人を處斷したる原判決は正當なり。(大審院、大正一四、六、三〇)

(二) 所謂賣買に関する證書とは直接間接に賣買に關係ある一切の事實を證明すべき書面を指稱すと謂ふが如く之を廣義に解すべきにあらずして所謂賣買證書換言すれば財産權の得喪變更の原因事實たる賣買契約の成立を證明すべき證書を謂ふものと解せざるべからず蓋し印紙税法の本義を闡明したる同法第一條の法意並に右條項改正の由來を釋するときは上級解釋の正當なる所以を知り得べければなり然り而して係事の書面は前日決算證明の資料と爲すの目的を以て作成交付したるものにして單に商品の種目、數量、單價等を記載したるに過



送状

ぎざるものなれば之を目して或は出荷案内書又は代金請求書たるの性質を有するものと云ひ得べけんも買買契約の成立を証明すべき所謂買買證書とは認め難し果して然らば本件書面は單純なる事實の通知書に外ならずして斯る書面の作成書は印紙税を納付すべき義務あるものに非ざること同法第一條の解釋上疑を容れざる所なり。(大審院、大正一五、四、七)

前號の買買仕切書も本號の物品又は有價證券の買買契約書も何れも第四條第三十一號の「前各號以外の證書」の内の一種である。従て第五條第十一號第十二號の免稅規程が無ければ當然課税せらるべきであるから爰にある仕切書とか買買契約書と類似した證書が有つて、それが權利の得喪變更を證明す證書である。以上はそれが果して仕切書が買買契約書で有るか無いかを見極めた上でなければ免稅證書であるや否やは決定せられぬ事を注意しなければならぬ。

一三、送状

これは送状を、前に述べた課税せらるべき證書、帳簿中の「運送に關する證書」の例外として非課税に編入すると云ふ規定である。現行法に改正を見る迄は記載金高十圓未満のものと、運送契約に依らないものを除くの外課税せられてゐたが、之に課税することは商取引の敏速を害すると云ふ虞があるので非課税とせらるゝやうになつたのである。

運送業者の手帳

餘白記入事項

運送契約に依る送状

送状であるかどうかについて参考となる事項を二三掲げる。

(イ) 貨物運送業者が同業者間に於て手帳又は次送りなどと稱して爲替金、立替金及運賃等を計算するに用ひる書類は、税法に所謂送状と解してよろしい。

(ロ) 送状を作成したる後作成者以外の者がその送状の餘白又は裏面などに爾後の運賃、諸掛等を記載するのは、其の記入事項が別箇の證書と見られるやうな要件を備へてゐるときは格別であるが、さもなければ、送状を新に作成したものと見るべきでない。

(ハ) 運送契約に依る送状とは荷送人の發行したもののだけに限らず運送が運送契約に依り營業的に行はれる場合にその運送の爲發行したるものはすべて送状である。従て荷送人は別に送状の發行を爲さないで運送業者が荷送人と締結した運送契約に依つて、發行し荷受人に送り、運送に關する權利義務を證明する文書と認められる時は所謂運送契約に依る送



送状なりや否の事實認定

状と解すべきである。

(註) (一) 貨物發送通知書は運送取扱者に於て荷送人より荷物の運送を託せられ運送状の交付を受けたる際其の取扱店に於て運送状に記載せらるゝ事項と同一の事項を記載し到着取扱店に宛て送付するが爲め作成する書面にして運送状は荷物の受授と同時に荷送人に交付し到着取扱店に残存せざるものなるが故に同店に於て運送事實を記載するに當り運送状のみに依頼するときは、不便尠からざるを以て右通知書を以て記帳材料を知るの便に供する爲め古來運送業者間に使用せらるゝものにして若し原發店と運送人と運賃の着拂を約したる場合に於ては右通知書の債權總額欄内に其の運賃額を記入し前拂を受けたる場合に於ては右欄内に何等の記入を爲さず右着拂の場合に債權欄内に金額を記入するは取扱店に於て荷送人より右運賃を受領したるときには原發店が到着取扱店に對し債權を有する筋合となるを以てなり之に據り原發店と到着取扱店との間に於ける債權關係を證明するものに非ずして通知書送付の當時は兩者間に未だ何等の債權關係を生ぜざること明なるものに在りては右通知書は債權關係を證明するものに非ず又運送人の發行するものに非ざるを以て印紙税法第一條の證書又は同第四條の送状にあらずと謂はざるべからず。(横濱地方裁判所、明治四一、五、一八)

特殊の名稱であつても送状である

送状の意義

(一) 商法は物品の運送に關して荷送人が運送人の請求に依りて發行するものを名付けて運送状と云ひ特殊の名稱を下したるも印紙税法に所謂送状に相當するものとす。(東京控訴院、明治三四、三、九)

(二) 一般に行はるゝ習慣によれば送状とは荷送人が貨物に付添へ送る書面にして之に依りて運送人をして運送貨物の種類、員數、送先並に運送の方法を知らしめ且つ荷受人をして一見其の運送貨物を知ることを得せしむる便宜の爲に作成する書面を謂ふを以て印紙税法並に他の法律慣習等を綜合考慮するときには印紙税法第四條規定の送状とは(一) 荷送人が運送人に交付し貨物と共に送付する書面なること(二) 貨物の種類、員數、送先並に運送の方法を記載したる書面なること(三) 荷送人と運送人との間に於ける運送契約に依り生ずる權利關係の全部又は一部を證明する書面なることを知り得べし、然るに送炭通知書は貨物に分離し之を發送したるものなるが故に送状に非ず。(東京區裁判所、明治四一、一一)

(三) 送状なるものは物品の運送に關し古來我國に行はれ印紙税法に所謂送状は即ち之を指稱するものにして商法第三百三十二條に規定せる運送状に該當することは一般に是認せらるゝ所なり而して運送状は荷送人より運送人に交付すべき文書にして運送契約の成立條件にあらずと雖も運送契約の一環を證明するの用に供することを得べきは商法の規定上毫も疑なければ運送状は荷送人と荷受人との間に直接に授受すべきものにあざること因より論なし然れども郵



便法に依れば第二條第二項に「運送業者及其の使用人は其の運送方法に依り他人の爲に信書の送達を爲すことを得ず但し貨物に添附する無封の添状又は送状は此の限にあらざり」同第二十條に「送状は小包郵便と爲し又は小包郵便に合裝することを得ず但し無封の添状又は送状は此の限りにあらざり」とあるを以て其の兩法條の規定を對照して考ふるときは前者の但書に所謂送状は多くの場合に於ては上述運送状其他運送人に交付すべきものに該當すべしと雖も之に反し後者の但書に於ける送状は荷送人より直接に荷受人に宛てたるものを指稱し少くとも右運送状の如きものとは別種のものたることを推知するに難からず加之荷送人と荷受人との間に直接に接受すべきものと雖も物品の運送に關する權利關係を證明するの用に供することを得（例へば荷受人の爲に物品を運送する場合に荷受人は其の送状に基き自己が正當の荷受人たることを證明して運送者に對し其の物品の授與を求むるが如き）べければ即ち法制上送状なるものは獨り荷送人より運送人に交付すべき商法所定の運送状の如きものに止らず荷送人より直接に荷受人に交付すべきものをも指稱するものと論結せざるを得ず而して右郵便法第二十條但書所掲の如き送状は印紙税法に所謂送状中より除外せられたりと認むべき特殊の理由存せざるを以て見れば印紙税法に於ける送状は商法に所謂運送状の如く荷送人より運送人に交付すべきものと荷送人より直接に荷受人に交付すべきものとを包括指稱せるものと解釋すべきは事理の當然なるのみならず送状の形式に付ては法律上別段の定なきを以て其の性質に稽へ且つ

古來の慣習並に運送状に關する前掲商法の規定等に徴するときは印紙税法に所謂送状とは物品の發送に關し其の種類、數量、荷造の種類、個數、荷受人の氏名住所等を記載し荷送人より運送人又は荷受人に交付するものにして物品の運送に關する權利關係を證明するの要に供する文書を指稱するものを相當とすべし。（東京控訴院、明治四二、一一、二九）

（五） 荷送人が賣渡すべき貨物の品目、數量、代金額並に此の送付するに依り查收せられ度旨を記載し荷受人は之により自己に送付せられたる貨物の品目數量及代價を知り得るを以て一種の送状なること疑なきも運送人の請求に依り之に交付せられたるものに非ざるが故に運送契約に依らざるものと謂はざるべからず。即ち印紙税法第五條に所謂運送契約に依らざる送状なるものに該當すること明なるを以て之に對しては印紙税を納むることを要せざるものとす。（大審院、大正二、一一、一五）

- 記載金高十圓未満又は記載金高なき受取書
- 一四、記載金高十圓未満若し金高記載なき又は營業に關せざる受取書
  - これは税法第四條第二十九號即ち前章の課税せらるる證書帳簿中（二九）に述べた受取書のうち（イ）記載金高十圓未満のもの（ロ）金高記載なきもの（ハ）營業に關せざるもの、何れかに該當するものを非課税とす



主たる債務に併記した擔保契約書

非課税の要件

ると云ふ例外規定である。

受取書に付ては前に述べたから茲に再び説明しない。

一五、主たる債務の證券に併記したる擔保契約書

これは主たる債務の證券に併記したところの保證とか抵當權の設定とかの主たる債務の擔保契約に関する文句の記入（文句を記入しただけでも證券の作成と見る）を非課税とする旨を定めたものである。主たる債務の證券には無論印紙税を納むべきであるが、従たる擔保契約の記載を別個の證券として更に印紙税を納めさせることをしないと云ふ趣旨である。

そこで、非課税である要件として（イ）主たる債務の證券に併記したるものであること（ロ）併記したる事項が擔保契約に関するものであること（二つの要件を備へるものでなければならぬ。擔保であれば保證人と云ふやうな人的擔保でも擔保物權の設定即ち抵當權其の他の設定でもよろしい。擔保の提供が債務者自身でも第三者でも差支ないと解すべきである。併記

手形裏書又は之に併記したる受取書

株券、債券の譲渡證書

したものでなければならぬから若し擔保契約の證券が獨立した別個の證券として作成せられた場合には印紙を貼用すべきは勿論である。而して主たる債務の證券に脱税があつて、處罰されるやうな場合にも擔保併記者には何等關係ないのである。

一六、手形及證券の裏書又は之に併記したる受取書

これは手形及證券の流通性を助長するために、非課税とする趣旨に出たものである。

證券の裏書には總て印紙税を納むるに及ばないのであるから、裏書を以て譲渡したり質入したりする證券であつて、其の譲渡とか質入のために裏書するときには總べて印紙税を納むるに及ばないのである。従つて倉荷質入證券に第一番目の質入裏書を爲すに當つて其の債權額を記入した場合でも印紙税を納めるに及ばないのである。

一七、株券又は債券に記載したる譲渡の證明書



手形の引受及保証

前に述べた所と同様證券の流通性に鑑み非課税としたものであつて、非課税の範囲等は手形の場合と變らない。

一八、手形の引受及保証

これも前號に付て述べたと同様である。たゞこゝに手形の引受と謂ふのは爲替手形の引受のことを謂ふのである。約束手形及小切手には引受と云ふことはない。又手形の保証と云ふうちには爲替手形の保証と約束手形の保証とがあつて、小切手には保証と云ふことはない。小切手にも支拂保証とか、支拂承諾とか云ふことがあるが、これは茲に云ふ保証ではない。小切手に付て銀行が未だ當座預金の残高があつて、不渡にはならぬと云ふことを證明したに過ぎない。

手形、證券の拒絶證書

一九、手形又は證券の拒絶證書

これも亦手形及證券の流通性に鑑みて拒絶證書を非課税とする趣旨なのである。

手形、證券の複本、謄本

手形の拒絶證書は爲替手形と約束手形と小切手とに付て作成せられる。拒絶證書に付ては商法の規定を参照され度いが、要するに手形の満期日に支拂のなかつた際に所持人が手形債權の保全の爲に、その呈示をなしたと支拂の拒絶されたことを公證役人等立會の上で確認する證書である。手形以外の證券の拒絶證書とは例へば倉庫證券(質入證券)の拒絶證書(商法第三百六十八條)の如きである。

二〇、手形又は證券の複本及謄本

これは手形及證券の複本及謄本の利用に鑑み非課税とする趣旨である。茲に手形以外の證券の謄本と云ふのは船荷證券の複本、謄本(商法第六百二十三條)の如きである。

農業倉庫證券

二一、農業倉庫證券又は聯合農業倉庫證券

これは農業倉庫業者の實體に鑑み倉庫證券を非課税とする趣旨である。農業倉庫證券と云ふのは、農業倉庫法に依つて農業倉庫業者が、寄託者



質札、質物通帳

に寄託物を證券する爲めに交付する倉荷證券の一種である。

二二、質札又は質物通帳（質屋営業者の發するものに限り）

これは質屋営業者の發行する質札札及質物通帳を非課税とす趣旨である。質札及質物通帳の性質を法律的に云へば、質契約の證として質取主より質置主に交付する文書である。

質屋営業者と云ふのは俗に所謂質屋であつて説明を要しないが、其の法律的な意義であるとか質札又は質物通帳の性質に付ては、質屋取締法及質屋取締法細則の規定に依つて明かである。参看せられたし。

質屋取締規則

（註）質屋取締法（明治二八、法律一四）

第一條 質屋營業を爲さむとする者は行政廳の免許を受くべし支店を設けるとき亦同じ

廢業したるときは行政廳に届出べし

第五條 質屋は質契約及質物處分に關する事項を帳簿に記載すべし

質屋は質契約の證として質札又は通帳を質置主に交付すべし

帳簿、質札及通帳の製方及様式は命令を以て之を定むることを得

營業者でない者の發する質札及通帳

茲に非課税とせらるゝ質札又は質物通帳は、どこまでも質屋營業者の發するものに限る趣旨であるから、營業者でない者の發する質札は前章課税せらるゝ證書帳簿の（三〇）「質權に關する證書」として課税せられ、又質物通帳は（三三）の「通帳」として課税せられるのである。

勤務通帳

二三、勤務通帳

これは職工、店員等の勤務日數とか賃金とかの計算を證明する爲めに作成する通帳であつて、對象は勞務者であるから非課税とする趣旨である。即ちこれ等と雖も通帳であることに相違はないが、其の利用される實狀に鑑みて特に非課税としたものであらう。

然し勤務通帳中には預金通帳を兼ねたものもあつて、預金通帳として切り離して課税するの要ありとする正面解釋も生ずるが、強ひて課税すべきものではあるまい。従つて印紙貼用の必要はない。

乗車券、乗船券、入場券

二四、乗車券、乗船券又は各種入場券

八、課税せられない證書帳簿



これは従来からの慣例上課税の取扱を受けないものであるから税法上明かに規定したのである。

二五、第四條第一號乃至第五號及第三十一號の證書にして記載金高十圓未満のもの、これは云ふまでもなく記載金高の少額な證書を非課税とする趣旨である。

二、特別法に依つて課税されない證書、帳簿

以上は印紙税法第五條に掲げられた非課税證書、帳簿であるが、この外特別法に依つた課税を受けない證書帳簿がある。

茲に關係條文を掲げることにする。

保管金規則に依る保管金の受渡に屬する證書には印紙税を課しない。(保管金規則、明治二十三年一月七日法令第一號)

差押物件の保管に關しては印紙税を納むることを要しない。(國稅徵收

特別法に依つて課税されない證書、帳簿

郵便爲替

間接國稅犯則者處分法に依る差押

貯蓄債券

郵便貯金に關する書類

法第二十二號

これは税金の滯納處分をする際、その物件が運搬に不便なるものであるとき、市町村長とか滯納者自身とか又は第三者に保管させて、保管證を提出させることがあるが、これは「寄託に關する證書」として課税しないと云ふことである。

郵便爲替に關する書類には印紙税を課税しない。(明治三三、三月法律第五五號郵便爲替法)

間接國稅犯則者處分法に依つて、犯則物件を差押へてこれを保管させた場合その保管證には印紙税を課さない。(明治三三、三月法律第六六號間接國稅犯則者處分法第七條第二項)

貯蓄債券及其の引換證には印紙税を課さない。(明治三七、四月法律第十八號貯蓄債券法第六條)

郵便貯金に關する書類即ち郵便貯金の受領に關する書面等には印紙税を



- 簡易生命保険證書
- 健康保険證書
- 復興貯蓄債券
- 郵便年金證書
- 家畜保険證書
- 労働者災害救助責任保険證書

課さない。(明治三八年二月法律第二三號郵便貯金法第十七條)  
 簡易生命保険に關する證書には印紙税を課さない。(大正五、七月法律第  
 四二號簡易生命保険法第三二條)  
 健康保険に關する證書には印紙税を課さない。(大正二、四月法律第七〇  
 號健康保険法第六條)  
 復興貯蓄債券には印紙税を課さない。(大正一三、七月法律第一五號復興  
 貯蓄債券法第六條)  
 郵便年金證書には印紙税を課さない。(大正五、三月法律第三九號郵便年  
 金法第二一條)  
 家畜保險に關する證書には印紙税を課さない。(昭和四、三月法律第一九  
 號家畜保險法第一〇條)  
 労働者災害救助責任保險に關する證書には印紙税を課さない。(昭和六、  
 四月法律第五五號労働者災害救助責任保險法第一條)

何程の印紙を貼用すればよいか

- 比例税證書
- 定額税證書
- 階級定額税證書

### 九、印紙税は何程貼用するか

以上で、課税せられる證書帳簿の種類及其の解釋並に課税せられな  
 い證書帳簿の種類及其の解釋を終つたのであるが、然らば課税せられる  
 證書帳簿の各に付て何程の印紙を貼用すればよいか、その税額を説明  
 することにする。

印紙税の税額の定め方には、前に述べたやうに比例税の方法と定額税の  
 方法と、階級定額税の方法とがある。現行税法の改正前に於ては比例税證  
 書の規定があつたが、現在では定額税證書と階級定額税證書のみである。  
 定額税と云ふのは證書の記載金高の多少に拘らず一律に一定税額を課する  
 方法で、階級定額税と云ふのは、記載金高に依り數階級に區分し各階級毎  
 に異つた税額を定める方法である。また比例税と云ふのは記載金高に應じ



現行税額一覽表

て一定比率の税を課する方法である。而して定額税の課せられる證書を定額税證書、階級定額税の課せられる證書を階級定額税證書と云ひ、比例税の課せられる證書を比例税證書と云ふのである。

現行税額を一表とすれば左の通りである。

區分	税額
一、不動産、鐵道財團、軌道財團、自動車事業財團又は交通船舶の所有權の移轉に関する證書	記載金高五十圓以下のもの 毎一通 二錢 同百圓以下のもの 同 三錢 同五百圓以下のもの 同 十錢 同千圓以下のもの 同 二十錢 同一萬圓以下のもの 同 五十錢 同一萬圓を越ゆるもの 同 一圓
二、消費貸借に関する證書	記載金高なきもの 同 三錢
三、請負に関する證書	毎一通 二錢
四、運送に関する證書	毎一通 二錢
五、備船契約書	毎一通 二錢
六、委任状	毎一通 二錢

階級定額税證書

定額税證書

- 七、約束手形
- 八、爲替手形
- 九、銀行預金證書
- 十、産業組合又は産業組合聯合會の發する貯金證書
- 十一、産業組合聯合會、漁業組合、漁業組合聯合會、工業組合、工業組合聯合會、商業組合、商業組合聯合會、輸出組合又は輸出組合聯合會の發する出資證券
- 十二、船荷證券
- 十三、運送貨物引換證券
- 十四、倉庫證券
- 十五、保險證券
- 十六、株券

毎一通 三錢



定額税證書

- 十七、債 券
- 十八、相互保險會社の發する基金證券
- 十九、株式申込證
- 二十、社債申込書
- 二十一、地上權、永小作權又は地役權に關する證書
- 二十二、使用貸借、賃貸借、雇傭、寄託又は定期金に關する證書
- 二十三、信託行爲に關する證書
- 二十四、無盡に關する證書
- 二十五、定款又は組合契約書
- 二十六、權利の變更に關する證書
- 二十七、追認又は承認に關する證書
- 二十八、物品 切手
- 二十九、受 取 書

每 一 通 三 錢

定額税證書

- 三十、質權、抵當權に關する證書
  - 三十一、前各號以外の證書
  - 三十二、預 金 通 帳
  - 三十三、前號以外の通帳
  - 三十四、判 取 帳
- 一冊二年以内の附込に付 三 錢
- 一冊二年以内の附込に付 五 錢
- 一冊二年以内の附込に付 五十 錢
- 通帳帳簿の類は一冊一年以内の附込に對して一定の印紙を貼用する事となつて居る。従つて同一の簿冊でも最初の附込から滿一年以上に亙つて附込むときは更に一定の印紙を貼用せなければならぬ。

九、印紙は何種貼用するか



印紙は何時貼用するか

作成の時期

最初に行使する時

### 一〇、何時納税するか

印紙税は何時納税するかと云ふことは、印紙は何時貼用すればよろしいかと云ふことと同意語である。言ひ換へれば印紙税の納税義務は何時發生するのであるかと云ふに歸着する。税法に依れば、證書帳簿を作成する者は此の法律に依つて印紙税を納めよと規定してあるから、税法に所謂「作成」の時が即ち納税義務の發生する時期であつて、此の時期に印紙を貼用しなければならぬものと解すべきである。

證書帳簿作成の時とは果して何時を云ふのであるかと云ふと、前に述べたやうに税法上「作成」とあるのは「調製して行用する」と云ふ意味に解すべきであるから、現實に文書を調製したその時と云ふ意味でなく、その調製した文書を「證書なり帳簿として」最初に行用する時が作成の時である。

行用する時

行用の日の判定

他人に交付する證書

あると解すべきである。

そも、印紙税は法律行為の存在を文書で後日の爲めに證明するところの、その證明すべき文書に對し課税するものであるから、作成者が之を證書なり帳簿なりとして證明に用ひた時に納税義務は發生するのである。證明に用ひると云ふことは平たく云つた言葉で多少語弊があるが、要するに證書を證書として行用した時である。

行用するとは例へば相手方に渡す書面を調成した後、現實に相手方に渡すことが證書の行用である。そこで物に依つては行用の時が異つて來る場合もある。これは各夫々の證書、帳簿の性質によつて判斷すべき問題であるから、次に二三の實例を示すことにする。

他人に交付することを要件とする證書、例へば、所有權の移轉に關する證書であるとか其の他第七章で述べた税法第四條第一項の第一號の證書から第二十四號迄の證書、であるとか、第二十六號から第三十號迄の證書の



備付くべき證書

如きは之を相手方に交付する時に印紙税を納付すべきである。  
一定の場所に備付けておくことを要する證書、例へば定款、組合契約書、公證人の作成する公正證書原本、遺言書などは現実に備付けたときが行使の時であり、この時に印紙税を納むべきである。

通帳

通帳と云ふのは前にも述べた如く繼續した取引の關係を證明することを目的とするものであるから、この目的に使用するために相手方に交付した時が作成の時である。この意味に於て附込期間を起算する附込の初日と作成の時とは普通は一致するけれども、嚴格なる議論をすれば同日ではないと云はなければならぬ。

新舊通帳の繰越記入

この作成の時期如何が利害關係を生ずるのは、舊通帳から新通帳に繰越して其の計算残額を轉記する場合に、その轉記を爲した日と附込の初日とが異なることがあるので、さう云ふときは何れの日が通帳作成の日であるかと云ふ問題である。恐らく轉記を爲した日が作成の日であると云ふことに

附込の初日と作成の日とは觀念上は異なるものなり

判取帳連年使用の帳簿

連年使用の帳簿の第一葉に印紙を貼るも支障なし

税務官廳の取扱は一致してゐると思ふが、それが正當であらうと考へる。判取帳の場合は、疑ひなく、第一回の附込の時が納税義務發生のときである。

然らば一冊一年限りの帳簿でなく、連年使用の帳簿は如何に解するか、と云ふに一冊の帳簿を一年以上に涉つて使用するとき、一年以上を経過した際には、之を別箇の帳簿を作成したものと看做すことになつてゐる、(税法第七條)と、云ふのは印紙税は帳簿に對しては一冊一年以内の附込みに對して課税するのであつて、一冊の帳簿を連年使用すると云ふことは、使用の終つた帳簿を更に使用し得る状態とするのであつて別の帳簿を作成して、更に新なる使用を開始するものと解するのである。  
帳簿に付て一冊一年の附込に對して所定の印紙税を課するのであるが、連年使用する帳簿に付ては便宜帳簿の初葉に數年分の印紙を連續的に貼用して、其の有効期間中繼續して行使することは妨げない。



印紙税は納税者が自ら印紙を貼用して納税する

印紙の貼用

貼用の仕方

紙面と印紙の彩紋とにかけ  
て消印する

### 一一、印紙の貼り方

印紙税の特色は、徴税者が納税者から強制的に納税せしめると云ふ實力強制の關係にあるのではなく、納税者が自ら税法に従つて納税すると云ふ點にある。尤も後に述べるやうにこの義務を果さなければ罰則の適用があるが、原則として、自己賦課を爲す税金の一種である。

そこで印紙税は課税せられる證書、帳簿に印紙を貼用して納めるものである。(税法第六條)

印紙を貼用すると云ふことは、單に文書に印紙を糊で貼り付けると云ふことだけではない。税法第九條に依れば、印紙を貼用するときは、證書又は帳簿の紙面と印紙の彩紋とにかけて、證書帳簿作成者の印章か又は署名に依つて判明に消印すべきものである。

消印は作成者の署名でもよ

代理作成の證書の消印

税法には作成者の印章又は署名に依つて、消印せよとあるから、署名で消印してもよろしいのである。然し乍ら作成した人と證書の名義人とが別人である場合、例へば雇人が主人に代つて作成したやうな證書に作成者自身(名義人とは異つた者)が自己の印章とか署名で消印した場合は如何に取扱ふか、即ちこの消印は有効であるか無効であるかと云ふ疑問を生ずる。又消印のない證書を受取つた人が代つてこれに消印したやうな場合にも、正面から論ずれば何れも税法所定の方法に従つた適法の消印でないから無効であるとの議論も出るが、然し今少しく其の根本觀念を追求して考へるならば、そも税法が消印を命じてゐる趣旨は、一度貼用した印紙を再び使用することを防止する手段に外ならぬのであつて、たとへ適法ではないにしても所定の印紙を貼用して而も再び使用の出来ぬやうに他の者が代つて消印したものであれば強ひてこれを無効呼ばはりをしなくともよいと思ふ。また實際問題としてもこれを有効として取扱つてゐるやうに聞いて